

平成28年第5回太良町議会（定例会第4回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成28年12月2日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成28年12月9日 9時30分			議長	坂口久信
	閉会	平成28年12月9日 14時19分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名 欠員0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	待 永 るい子	出	7番	平古場 公 子	出
	2番	竹 下 泰 信	出	8番	川 下 武 則	出
	3番	田 川 浩	出	9番	久 保 繁 幸	出
	4番	坂 口 久 信	出	10番	末 次 利 男	出
	5番	江 口 孝 二	出	11番	下 平 力 人	出
	6番	所 賀 廣	出			
会議録署名議員	6番	所賀 廣	7番	平古場 公子	8番	川下 武則
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 岡 靖 則		(書記) 福 田 嘉 彦			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 課 長 企画商工課長 財 政 課 長 町民福祉課長 健康増進課長	岩 島 正 昭 永 淵 孝 幸 松 尾 雅 晴 川 崎 義 秋 田 中 久 秋 西 村 正 史 松 本 太 小 竹 善 光	環境水道課長 農林水産課長 税 務 課 長 建 設 課 長 会 計 管 理 者 学 校 教 育 課 長 社 会 教 育 課 長 太良病院事務長	藤 木 修 永 石 弘之伸 大 串 君 義 土 井 秀 文 大 岡 利 昭 野 口 士 郎 峰 下 徹 井 田 光 寛		
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成28年12月9日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

日程第1 一般質問

日程第2 閉会中の付託事件について

追加日程第1 議案上程

町長提案 議案第80号

町長の提案理由の説明

追加日程第2 議案第80号 教育委員会教育長の任命について

追加日程第3 発議第3号 太良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

追加日程第4 意見書第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
（案）の提出について

追加日程第5 意見書第4号 参議院選挙における合区の解消を求める意見書（案）の
提出について

平成28年太良町議会12月定例会一般質問通告書

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	1番 待永るい子	<p>1. 太良町特産品等振興施設しおまねきについて</p> <p>平成26年7月20日、国道207号線沿いに太良町特産品等振興施設しおまねきがオープンしましたが、平成28年8月31日わずか2年あまりで閉店を迎えました。平成22年度から計画、予算化され多額の資金が投入されています。オープンから閉店へ至るまでの内容及び今後の施設利用の取り組みについてお尋ねします。</p> <p>(1) しおまねきはどのような目的で作られたのか</p> <p>(2) しおまねきの運営をたら特産品振興株式会社に決定するまでの経緯について</p> <p>(3) しおまねきのオープンから閉店に至るまでの経緯について</p>	町長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	1番 待永 るい子	(4) 今後、しおまねきの施設をどの様に活用していくのか	町 長
2	6番 所賀 廣	1. 定住促進住宅の建設計画の構想と今後の計画は 町外流出を食い止める為には定住促進住宅の建設が必要と思われる。現在空き地となっている公有地を中心に計画されているが、今後、どのような構想のもと進めていく考えなのか問う。	町 長
3	3番 田川 浩	1. 地域活性化について 本町でお返しの品付きふるさと納税事業が昨年9月より始まり、昨年度は約2億2400万円の応援寄付金が申し込まれた。今年度も順調に寄付が集まっていると聞くが、これまでの振り返りとこれからの展開を問う。 (1) 今年度の寄付状況について (2) これまでの課題と改善方法、また今後の展開についてどう考えているか (3) 寄付金の使い道について、産業の振興や医療・福祉の充実などのほかに、行政区の要望事業など町民が寄付を実感できる新たな用途コースを創設できないか	町 長
4	2番 竹下 泰信	1. 有害鳥獣駆除のこれまでの実績と今後の対策について 近年、太良町ではイノシシ、アライグマ、アナグマ等による農作物への被害が常態化している。特に、イノシシによる被害は、これまで電気牧柵やワイヤーメッシュ等による防護柵の設置を積極的に推進してきたにも関わらず、被害は高い水準にあり、むしろ拡大しているように思える。	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
4	2番 竹下泰信	<p>中山間地域が大半を占める町内では、生息地域が拡大し、水稻、みかん、野菜など農作物の被害に留まらず、水路、農道、石垣等にまで被害が拡大している。そこで、これまでの実績と今後の具体的な取組み内容を以下のとおり問う。</p> <p>(1) 過去5年間の被害面積、被害量、被害金額、有害鳥獣捕獲数の推移はどうか</p> <p>(2) 過去5年間における駆除に係る補助金等の推移はどうか</p> <p>(3) 鳥獣被害防止総合支援事業の実施状況はどうか</p> <p>(4) 第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画に対応した今後の取組みは</p> <p>(5) イノシシ肉を利用したジビエ料理の開発、普及はどうか</p>	町長

午前9時30分 開議

○議長（坂口久信君）

おはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 一般質問

○議長（坂口久信君）

日程第1. 一般質問に入ります。

今回の一般質問通告者は4名であります。通告順に従い、順次質問を許可します。

1番通告者、待永君、質問を許可します。

○1番（待永るい子君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い質問したいと思いますが、一般質問に入る前に、町民の皆様はこの場を通じて御理解いただきたいことがあり、一言発言させていただきます。

8月末をもって閉店した太良町特産品等振興施設しおまねきについて。

9月議会において、どうして議員は何の質問もしないのかとお叱りを受けました。9月議会は9月5日に招集され、9月7日が一般質問の日程でした。議会が行政に対して一般質問をするときは、8月17日から8月26日までにこういう内容の質問をしますという通告書を提出しなければなりません。これは、会議規則58条に定められていて、私たちはこの決まり事を守らねばなりません。今後も町民の皆様方には、一般質問に至るまでの決まり事や流れを御理解いただきますようお願いいたします。

太良町特産品等振興施設しおまねきの閉店に至るまでの詳細な報告を、私たち議員はまだ聞いておりません。町民の皆様から尋ねられても、何も答えられないのが現状です。行政としても、詳細に説明するための材料集めをしている途中かとは思いますが、わかっている範囲での説明を求めたいと思います。

それでは、通告に従い質問いたします。

今回は、太良町特産品等振興施設しおまねきについて質問いたします。

平成26年7月20日、国道207号線沿いに太良町特産品等振興施設しおまねきがオープンしましたが、平成28年8月31日、わずか2年余りで閉店を迎えました。平成22年度から計画、予算化され、多額の資金が投入されています。オープンから閉店へ至るまでの内容及び今後の施設利用の取り組みについてお尋ねします。

1点目、しおまねきはどのような目的でつくられたのか。

2点目、しおまねきの運営をたら特産品振興株式会社に決定するまでの経緯について。

3点目、しおまねきのオープンから閉店に至るまでの経緯について。

4点目、今後しおまねきの施設をどのように活用していくのか。

以上、4点についてお尋ねします。

○町長（岩島正昭君）

待永議員の太良町特産品等振興施設についてお答えいたします。

まず、1番目の設置目的についてでございますが、太良町の主幹産業であります1次産業が低迷する現状を踏まえ、地場産品による加工品の製造、販売また町内産物等の展示販売を行うことにより、地場産業の振興を図り、町の活性化を推進する目的で設置をいたしたところでございます。

次に、2番目の運営者の決定の経緯についてでございますが、JAさが太良資材店舗用地を購入後、利活用についての説明会を開催をいたしております。その後、特産品振興施設建設検討委員会を立ち上げ、関係各位に検討会への参加意向調査を実施し、参加希望者24名の方を中心に運営形態や運営母体について検討協議が進められております。

約1年の協議の結果、運営母体となる特産品販売施設及び加工施設運営代表者7名が決まり、その7名を中心に具体的建設に向けた協議を重ねられ、平成25年12月27日にたら特産品振興株式会社が設立をされております。その後、平成26年6月に運営について管理委託契約

を締結をいたしております。

次に、3番目のオープンから閉店に至るまでの経緯についてでございますが、オープン初年度は、売上額は目標に届かなかったものの、一定額を上げられております。しかしながら、初期の経費等が計画を上回り、赤字決算となっております。その後、従業員を削減するなど、経費削減に努力されても売り上げは伸びず、2期連続の赤字決算となっております。このため、運営方針等について協議を行うとともに、商工会による経営改善指導を受けられるも回復に向かわず、資金繰りが立ち行かなくなったため、残念ながら閉店となっております。

次に、4番目の今後の施設の活用についてでございますが、今回の残念な結果を踏まえ、持続性のある安定運営について庁内協議を重ねた結果、一般公募による指定管理者の公募をいたしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（待永るい子君）

太良町特産品等振興施設の設置及び管理に関する条例の第2条に目的として、地場産業による加工品の製造、販売、町内物品等の展示販売、飲食の提供及び観光地などの紹介と情報の提供を行うことにより、地場産業及び観光の振興を図り、町の活性化を推進するため太良町特産品等振興施設を設置するとあります。また、太良町報26年8月に載っている町長の挨拶に、各自治体でも6次産業化に向けた取り組みが行われており、太良町においても新たな特産品となる商品がしおまねきから生まれ、地域振興の呼び水となることに期待していますとあります。

加工品製造、販売はどのようなものがあり、収益はどれくらい上げたのか。また、オープンしてから新しく開発されたものはどれくらいあるのでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えいたします。

売り上げにつきましては、毎月うちのほうに報告をいただいておりますので、売上報告の全体額で、売り上げの明細の加工品の売り上げとかいろんな内訳まではいただいておりますので、全体の額で申し上げますと、平成26年度が5,827万7,526円となっております。平成27年度が9,635万1,550円、平成28年度は2,052万9,416円となっております。

加工の品物はこういったものかといった御質問ですけれども、加工品目としては、クラゲのかす漬け、魚のミンチ、アカガイと昆布の煮つけ、豚肉のミンチ、シバエビの揚げ物、コノシロの揚げ物といった内容の加工をされていたということで聞いております。

以上でございます。

○1番（待永るい子君）

27年10月21日、決算審議会の中である議員の方から、しおまねきは特産品はできているのかとの質問に対し、試行錯誤は研究されているが当分の運転資金が必要なため、町内の産品

を使った総菜や弁当で目の前の資金稼ぎをしているという担当課からの答えがありました。それに対し議員の方から、現状はわかるが事業計画として何年後をめどにという計画はないのかとの質問に対し、明確な何年後という回答はないとの担当課の答えでした。

その後、28年3月7日の議会の中で、当初の目的で6次産業化に取り組んでいるがいい商品ができないから、研究課題としてまだやりたいけど赤字運営だから補助を下さいというなら考えましょう。しかし、加工する意思がないのなら、町の当初の計画と全然かけ離れていると町長がおっしゃいました。

以上の点からも、太良町特産品等施設しおまねきをつくった大きな目的は6次産業化だと思えますが、それが進められていなかったということは目的に沿っていないと思えますが、それについてはどういうお考えでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えをいたします。

町の新たな特産品となる加工品というものは現在のところできておりませんでしたけれども、先ほど申しあげました加工品目等を町内の産物等を使って加工製造販売をされておりましたので、一定の目的には沿った運営がなされていたというふうに考えております。

以上です。

○1番（待永るい子君）

条例の中に、観光地などの紹介と情報の提供を行うことにより、観光振興を図り、町の活性化を推進するとありますが、観光地などの紹介と情報の推進についてはどのような形で行われてきたのでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えをいたします。

あそこの販売所内に観光のパンフレット等も設置をされ、また町内の観光資源となる写真等の展示をされておりました。

以上です。

○1番（待永るい子君）

次に、太良町特産品等振興施設しおまねきの運営者決定経緯についてお尋ねします。

どのような流れで、24名の参加者希望の方が7名になったのか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えをいたします。

先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、当初24名の方で検討委員会がスタートいたしております。その中で運営母体や運営形態について協議が進められ、その協議の中で7名の代表者が決定をされております。

以上です。

○1番（待永るい子君）

最終7名の方に任せると決めたのは、計画書なり企画書なり、決める目安があったのでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えいたします。

検討委員会の決定を踏まえ、その7名の代表者の方のやる気と組織体制、それと事業計画等を総合的に勘案いたしまして、決定をいたしております。

以上でございます。

○1番（待永るい子君）

それでは次に3点目、太良町特産品等振興施設しおまねきのオープンから閉店に至るまでの経緯についてお尋ねします。

事業には、きちんとした事業計画に基づいた目標設定や実数値に対する素早い対応が必要だと思いますが、オープンから閉店に至るまでの2年間、毎月の売上目標と実際の売り上げに対する対応はどのようになっていたのでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えいたします。

毎月の売上目標につきましては、株式会社のほうで設定をされていたかと思いますが、うちのほうには一応年間売り上げといった形で事業計画をいただいておりますので、その売上目標が年間大体9,310万円といった年間の売上目標を立てられております。

太良の場合は、冬場等がカキやらカニやら出てきますので、単価的には上がりますので、それぞれの夏場がなかなか農産品が出ないといったこともございます。その平均、それぞれの月目標はちょっとうちのほうでは聞いておりませんが、年間目標を平均して月で割り返しますと、月大体775万円程度が平均の月売上目標というふうに思っております。

実績で申し上げますと、26年度の平均が大体647万5,000円の売り上げをされております。平成27年度が577万9,000円程度の売り上げとなっております。28年度が410万5,000円の売り上げというふうに、だんだん売り上げが減少してきておった現状でございます。

以上です。

○1番（待永るい子君）

従業員削減などで管理費削減に努力とありますが、従業員は何人削減し、その削減による金額はどれくらいになるのか。また、正社員とパート社員はそれぞれ何人だったのでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えをいたします。

スタート当時は職員9名、パート2名でスタートをされております。最終的には職員が4

名でパート1名といったことで、約半数程度の職員の削減をされております。

金額的には、決算額でそれぞれの各年度の決算期の月数がまちまちですので、決算額ではなかなか把握しにくいので、それぞれの決算額を月数で割り返した一月の人件費の経費で申し上げますと、26年度の一月の人件費が161万9,000円ほど、27年度が117万5,000円程度、最終年の今年度ですけれども80万8,000円程度といったことで、かなりの人件費の削減には努力をされてきたというふうに理解はしております。

○1番（待永るい子君）

オープン3期目へ向け、運営方針等について協議を行うとありますが、3期目へ向けた協議会は何回開催され、どのようなメンバーでどのような内容だったのでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えをいたします。

町との正式な協議の場といたしましては、平成28年度の運営委託契約前に1回開催をしております。メンバーとしましては、町の担当職員と会社側の役員さん数名等で協議をいたしております。内容につきましては、平成28年度の運営委託に当たって、経営状況なり今後の改善に向けた取り組み等について協議をいたしております。

また、会社側とされましては、何度となく役員会等を開催され協議をされております。正式な場としては1回でしたけれども、うちの担当としましては何度となく社長と面談をしヒアリング等を行い、協議は進めてきておりました。

以上です。

○1番（待永るい子君）

初年度の赤字を受けて2年目に入るとき、改善についての協議会は開催されなかったのでしょうか。また、開催しなかったのなら、それはどうして開催できなかったのでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

2年目、27年度の運営委託に当たっての協議というのはされなかったというふうに聞いております。ただ、正式な協議の場というものはされなかったということですのでけれども、社長面談通してヒアリング、協議等は何度となくされてきたというふうに聞いております。

○1番（待永るい子君）

売り上げの伸びない事業の調査など、本来ならたら特産品振興株式会社が行うのが本筋ですが、それがうまくできていないのなら担当課としての助言も必要かと思いますが、そのあたりはどのように対処されたのでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

毎月、売り上げは報告はいただいております、なかなか売り上げが伸びないということ

で何度となく社長と面談し、ヒアリングしながら助言等も重ねてきております。ただ、販売につきましては私どもも素人でございますので、民間のノウハウを活用して運営してもらうということで公設民営でスタートした施設でございます。会社側とされましても、専門のアドバイザーを雇用されて助言等をいただいております。

以上でございます。

○1番（待永るい子君）

それでは、しおまねきにかかった土地、建設費、備品補助、管理費と呼ばれる光熱費、水道料、警備の委託、浄化槽の管理は、それぞれ幾らぐらいかかったのでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えをいたします。

まず、あそこのJA資材跡地の土地の購入費ですけれども9,600万円でございます。設計委託から建設管理業務まで全て建設にかかった費用が約1億1,100万円でございます。オープンに当たって備品補助を行ったのが1,270万円でございます。あと、管理費の水道、光熱費等でございますけれども、各年度ごとで申し上げますと、光熱費が26年で264万918円、27年度が388万2,222円。警備委託が、初年度が9万7,200円、27年度が12万9,600円。あと浄化槽の維持管理費ですけれども、平成26年が38万8,800円、27年度が62万2,080円となっております。

○1番（待永るい子君）

閉店後の管理費はどのようになっていますか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えいたします。

これまでどおり、現在町のほうで管理を行っております。

○1番（待永るい子君）

佐賀県材を使用し、森林整備加速化林業再生事業の補助金も受けておりますが、閉店しても何の弊害もないのでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えをいたします。

今現在、国、県と協議をしている現状でございます。

○1番（待永るい子君）

閉店後、店内のあらゆるものを売られたと聞きましたが、町が補助を出した備品の扱いはどのようになっていますか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えいたします。

太良町補助金等交付規則に財産の処分の制限の規定がございますので、町からの補助で購

入された備品については処分はされておられません。

以上でございます。

○1番（待永るい子君）

売り上げが伸びず閉店したというのは、事業の失敗です。どうしてうまくいかなかったのか、原因を究明しながらきちんと整理をし、今後は絶対成功する事業を展開していかなければなりません。今後の太良町特産品等振興施設の活用についてお尋ねします。

佐賀新聞9月2日に、たら特産品振興株式会社社長の、特徴ある商品がつかれず、品ぞろえで差別化できなかつたとの話が載っておりました。太良町には道の駅が既にあります。お互いの事業がともに成功して伸びていくためにも差別化が大事だと思いますが、その点についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えいたします。

当然、一定の差別化は必要だというふうに考えております。

○1番（待永るい子君）

先ほどの質問に関連しますが、6次産業化と観光振興を図り、町の活性化を推進という本来の目的に沿った事業を展開すべきだと思いますが、この点についてはどうお考えでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えをいたします。

当然、当施設の設置及び管理に関する条例の内容に沿った運営をしなければならないというふうに考えております。

○1番（待永るい子君）

私も昨年議員になったものですから、太良町特産品等振興施設が協議され、建設され、運営されたいきさつについてはわからない点が多く、今回の質問に関しては22年度からの議会議事録を参考にしております。議員の方の中にも、指導的な立場からもっと運営についてもかかわったほうがいいのではないかという意見や、株式などにして町も株式を持って発言力も含めた影響ある立場を提案された方もおられましたが、そのたびに行政側としては、公設民営ということで管理運営は民間でお願いします、側面的な相談等には行政も応じますとか、たらふく館や漁師の館との並べ比べもあるので、しおまねきだけにかかわることは考えていない旨の答弁がありました。結果論になりますが、閉店する前に口出しや助言はどんどんしてもよかったのではないかと。たらふく館や漁師の館と違って二番煎じ的な位置にあるわけですから、それなりの対応、対策が必要だったのではなかろうかとも考えます。公設民営とはいえ、今度は絶対成功させないといけない事業ですので、もう少し強制指導等のかかわりが必要だと思いますが、行政としては今までのスタンスと同じでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えいたします。

今後の運営母体となる方との契約のあり方にもよるかと思えますけれども、その契約の内容に反するような行為などあった場合は、当然指導等を入らないといけないというふうには考えております。

先ほど町長答弁にもありましたけれども、今現在、今後の活用につきましては一般公募による指定管理で募集をかけるような事務を今進めているところでございますけれども、安定的に運営ができる指定管理者を選定していきたいというふうに考えております。

○1番（待永るい子君）

9月2日、佐賀新聞にたら特産品振興株式会社社長の、いい商品をつくって販路を開拓するプランがうまく立てられず、素人では難しかったとの話が載っておりました。6次産業化、販路開拓、観光振興といろいろなものをコーディネートするため、今後は専門的に学習した人やプロが運営すべきではないだろうかと考えますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えいたします。

先ほどお答えしましたとおり、安定的に運営ができる指定管理者の選定に努めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（待永るい子君）

最後に、町長にお尋ねします。

町内の60代、70代の女性の方から、手づくりコンニャクや山菜料理なども含めた太良町産の材料でつくる田舎レストランをやりたいとの話もありました。毎日はきついけど、週に何日間かは働きたいと。国が進めている働き方にも合致するし、一つの案かなと思います。

また、糸岐地区や大浦方面の1次産業の人のためにも、直売する場は必要だと思います。そして、建物がつくられた本来の目的に沿った6次産業化するための加工所。町長がたびたび口に出された鹿島市の海道するべへ私も行ってきました。担当の方からお話を伺うと、26年4月にオープンしてから44品目の加工品が商品化できたとのこと、ミカンを材料とした加工品も18品目が商品化されております。1次産業の加工ということで、一般流通していないものをつくるのが決められていました。私が一番感心したのは、あの海道するべを拠点として地域農業の再生に向けた取り組みを実践されていることです。鹿島は酒蔵が多いので、おいしいお酒をつくるために山田錦の米づくりをしていることや、タマネギの年2回収穫に向けた取り組みなどなど、すばらしいものでした。

また、観光資源ということでヤギを使って斜面の草を食べてもらい小さい子供たちとの触

れ合いの場にしたり、夜ライトアップして婚活のためのイベントが開かれたり、いろいろな場面で海道するべが拠点となっていました。

以上、3点申し上げましたが、できればそのような機能を兼ね備え、町民の皆様が集まりやすい施設にしていかなければならないと考えますが、今後の太良町特産品等振興施設の利用について、町長はどのようにお考えでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

お答えいたします。

まず冒頭、鹿島の海道するべのお話ありがとうございましたけど、この件についてはこの議会でも、私はああいうふうな加工施設をつくりたかったというふうなことで、うちより海道するべが後にできたんですよ。だから、そういう目的でつくりたかったというところが1点。

それであるとは、町の担当もそういうふうなアドバイス等々については、しおまねき等々には出向いて、目的は地場産品の加工施設が目的だから、単なる販売じゃないんですよ。たらふく館との競合は当然追いつかんもんですから、そういうようなことで、そういうのは目的外ですよというような指導は当然やっとするわけです。それでも簡単には聞いていただけなかったというふうなことでこういうことになっておりますけど。

今後は安定的に事業運営がなされるように専門職、いわゆるそういうふうな経理とか、あるいは販路等々の専門的な方を全国から公募いたしまして、まずその辺の方に応募してきていただくと。それとあとは、議員さんのおっしゃるとおりにトップと経理が決まれば、地場産品の方がいろんな方で地元の方が加工等々をやっていただくような、そういうふうなシステムへ持っていきいたいなというふうに思っております。

また冒頭、待永議員から話もありましたとおりに、私はこの議会でも目的外で、町の当初の目的のように地元の産品は加工して販売して、なかなかこれはもういい加工品ができないなということであれば、うちも補助というのは考えますよと。ただ、シバエビのてんぷら云々と今担当が言いましたけども、こういうことを言って失礼ですけども、あれは単なる仕出し弁当のおかずですよ、私から言わせれば。だから、本当の地元産品を使って、例えば私も提案をしました。というのは、ある集落の山間部の方はこんな大きなコンニャクいもをつくりますよと、これを何とかコンニャクにしたいというふうなお話ありがとうございました。社長にもじゃあ一つの提案ということで、ワサビコンニャクをつくったらどうですかと。ワサビの粉末とコンニャクをまぜて、そういう提案もした経緯がございますから、今後はもう本当そこら辺のノウハウがきいた人を公募して、極力二の舞を踏まないような管理運営にしていきたいと思いますというふうに思っております。

以上です。

○1番（待永るい子君）

事業失敗という観点からは、慎重に決めなくてはなりません、何もしなくても管理費は

発生してきます。さまざまな補助金を用いての建物ですから、やはりスピード感を持って決めていただくことを要望して、私の質問を終わります。

○議長（坂口久信君）

1 番通告者、待永君の質問を終了いたします。

2 番通告者、所賀君、質問を許可します。

○6 番（所賀 廣君）

議長の許可をいただくことができましたので、通告書に基づいて質問をいたしたいと思えます。

今回は1点だけ。定住促進住宅の建設計画の構想と今後の計画についてお尋ねをいたしたいと思えます。

この計画は、太良町まち・ひと・しごと創生総合戦略の一つとして取り上げられております。これにつきましては、町外流出を食い止めるためにどうしても必要不可欠な町営住宅の建設だと思っております。現在空き地となっております町有地を中心に計画されていると思えますが、今後どのような構想のもとこの計画を進めていくお考えなのかをお尋ねいたします。

○町長（岩島正昭君）

所賀議員の定住促進住宅の建設の構想と今後の計画についてお答えいたします。

定住促進住宅の建設につきましては、現在多良駅西側、果実農業協同組合跡地に、P F I 法に基づき民間資金を活用した地域優良賃貸住宅の建設を平成29年度着工、平成30年度入居開始を目標として整備を進めているような状況でございます。また、他の空き地となっております町有地につきましては、立地条件等を考慮し、アドバイザー契約を行っているP F I 協会と検討しながら計画をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○6 番（所賀 廣君）

この件につきましては、以前町長が申されておりました果実協同組合跡地の住宅建設、一戸建てを建てて、10年住んでいただいた折には無償で譲渡するというこの計画には、非常に夢を描かれた方々がおられたことと思っております。この一戸建て計画からP F I 法による建設計画に移行されたわけですが、その計画を転換に至った経緯とお考えについてお尋ねをしたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、譲渡型住宅からP F I 法に基づいて住宅建設への計画転換に至った経緯につきましては、人口減対策の一つとして、町外からの転入者向けに一戸住宅を建設して、10年間住んでいただければ土地、家屋を無償で譲渡するという計画を確かに立てており

ました。しかし、定住促進住宅の建設についていろんな形で検討いたした結果、県内ではみやき町が全国より早く公共施設の建設や運転に民間資金を活用して町の支出は一切ないというふうなPFI方式の事業に取り組んでおられたわけでございます。定住人口の増加に成功されるという事例もございまして、視察、研修等を行い、太良町においてもPFI法による定住促進住宅を建設することができないか検討し、現在進めているような計画になっているということでございます。

以上でございます。

○6番（所賀 廣君）

このPFI事業ですが、地域優良賃貸住宅整備基準というものがございまして、それに沿って計画が進むものと思います。この事業の概要を説明していただきたいと思います。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

今回の事業の概要につきましては、建設地、多良駅西側、町有地でございますけれども、果協の跡地でございます。面積につきましては5,470平米程度、住宅につきましてはRCづくりの3LDK、1部屋が70平米程度に考えております。それを40戸、1棟が20戸ですので、2棟を計画しているような状況です。それとまた、駐車場、駐輪場の整備も考えております。

入居資格としまして、子育て世帯、新婚世帯の中堅者所得を主軸と考えて、建設計画をいたしている状況でございます。

○6番（所賀 廣君）

この建設計画における債務負担行為として、限度額を10億2,113万8,000円という金額、これが今議会に補正予算として計上されたわけですが、一つ、債務負担行為とは何か、この限度額を10億2,113万8,000円とした根拠。それにもう一つ、12月の議会でございますけど、今議会に提案した理由。その2つを説明していただきたいと思います。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

1点目の債務負担行為についてですけれども、債務負担行為につきましては地方自治法第214条に規定がされております。一つの事業が単年度で終了せずに複数年において負担、支出をしなければならない場合には、議会の議決を得て、その期間負担行為をする額を設定する行為でございます。

それと、限度額を10億2,113万円削除ということで、根拠につきましては、住宅の設計、建設費、30年間の維持管理費、運営に関する経費の合算額となっております。今議会に提案した理由につきましては、1点目と重なりますけれども、定住促進住宅の事業の募集及び選定を行う一連の事務については、支出負担行為の一連の事務であり、予算執行に含まれるとされておりますので、平成28年度12月に事業者を募集するに当たり何らかの予算措置が必要

となるため、事業期間中に町が支出する金額の限度額を設定することを今定例会に上程したものでございます。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

先ほどの事業の概要を説明していただいた中で、3LDK、70平米程度、40戸程度という説明でありました。これは、九州PFIクリエイトさんからも出されております資料の中でも書いてあるんですが、整備基準では新規建設の整備戸数は5戸以上、住宅規模としては25平米というふうに書かれております。その中で、住居の中で必要な設備としては、台所、洗面所、収納設備、洗面設備、浴室というふうになっております。

70平米、40戸という概要ですが、基準からいきますと25平米以上、5戸以上というふうになっているわけです。この辺は、70平米というのはちょっと広いかなという感じがするわけです。6畳で例えてみますと約9.72平米ですから、6畳で埋め尽くしたとしても7部屋ぐらいできます。8畳でしてみると5.4部屋ぐらいできるわけです。

今の町営住宅、全部が同じではございませんけども、大体3DKでありまして、40平米ぐらいな広さになっております。この70平米というふうに計画したのには何か裏づけ、根拠があつてのことでしょうか。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

今回の70平米につきましては、先ほど町長の答弁の中でもありましたように、先進地のみやき町の視察を行いました。それで、私たちも見学させていただき、一応マンション風な部屋づくりになっておりまして、70平米が適当ではないかということをお互いに協議しながら決定したところでございます。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

建設に係る費用、建設資金についてお尋ねをしたいと思いますが、この建築に係る費用、その資金の調達はどうなされていかれるつもりですか。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

調達資金につきましては、今回住宅整備手法につきましてはPFI法に基づく事業方式で整備しておりますので、資金等調達につきましては、民間の事業者が銀行等より借入れを行っていただくこととなります。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

国の方針としてこのPFIでやる場合には、100%に近いと考えて交付金を出すというこ

とになっております、45%です。残りの55%、これは地方が持ちなさいというふうになっているわけです。この地方が持ちなさいというお金、これはどのようにしてつくるわけですか。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

残りの55%につきましては、入居者の方の家賃によって30年間の割賦方式ということで支払うこととしております。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

30年間の家賃で補うということですが、建築してしまえばこの55%を含めて100%建築費として支払うことになるわけですね。この55%というのは、事業主の方が資金を調達されて、その事業主の方が、どこの銀行かはわかりませんが、銀行さんに30年間かかって払っていく、こういう考えでよろしいですか。

○建設課長（土井秀文君）

その考えでよろしいと思います。

○6番（所賀 廣君）

今事業主ということを行ったわけですが、30年間という随分長いなという感じがするわけですが、事業主になられた方が御高齢の場合は30年後を果たして見届けられるのかなという感じがするわけですが、これはもし万が一のことがあった場合にはその事業主にかわる次の後継者、息子さんでも誰でもいいですが、この名義っていうのは変更可能なんですか。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

議員が言われますような事業主の交代とかされる場合には、それは可能でございます。そういうことは契約の中で、30年間契約する中でうたうようにはしております。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

もう一回、その55%の地方で持ちなさいということにこだわるわけじゃございませんけども、これは事業主の方が借入れをするその保証人として、じゃあ太良町がなりますよと、こういう考えでよろしいですか。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

太良町が資金の借入れに際して保証人になるというようなことはございません。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

じゃあ入居の条件についてお尋ねしたいと思いますが、この住宅への入居条件としては、

主なもので結構なんですけど、どういうふうになっているのかお答えください。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

入居条件につきましては、地域優良賃貸住宅制度及び要綱及び佐賀県住宅計画に基づき入居条件の設定を行いたいと思っております。今回整備する住宅につきましては、子育て支援、新婚世帯を中心に考えております。また、所得基準につきましても、地域優良賃貸住宅制度の要綱及び佐賀県住宅計画の基準により、月額合算等が48万7,000円、議員も御承知かと思いますが、以下と決まっておりますので、他市町や公営住宅等の所得基準を参考に検討したいと考えております。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

今課長が言われましたとおり、地域優良賃貸住宅整備基準の中で収入要件、条件として月収48万7,000円以下の者に限るということになっております。月収48万7,000円、上限額ですが、結構な金額だなという感じがするわけです。入居者を太良町に限ってということでは相当厳しい金額かなと思うわけです。もちろん48万7,000円以下ですので、例えば20万円、25万円の月収の方でもよろしいかと思えますけど、そうなった場合に家賃を全部同じ間取りの3LDKとなったときに、例えば48万7,000円ぎりぎりの方、あるいは20万円の方、この辺の家賃を、恐らく払えない金額ではないと思えますけど、かなりの格差が出てくるような感じがするわけですが、その辺の月収の違いに関する家賃というのは全部一律なんですか、それともその収入の方に応じて家賃設定をするということになるわけですか。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

家賃につきまして、先ほど言いますように48万7,000円以下と、それと下のほうが、議員が言われますように、町内のほうにおきましては15万8,000円ということで、町営住宅のほうで低所得者の方に入居いただくというような住宅もございますので、単純に言えば48万7,000円から15万8,000円のスペースができると思えますけれども、この分については今後条例等でも、よその市町村でも決めてありますので、そこを加味しながら条例等でうたいたいとは考えております。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

もう一つお伺いしたいのは、入居者の募集です。この募集は太良町で行うのか、それとも事業者が決まってこの事業者の方々が募集されるのか、これはどちらになるわけですか。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

入居者の募集につきましては、事業者の業務となっております。それと、入居者の決定につきましては町が決定するということを行いたいと考えております。

○6番（所賀 廣君）

この建設計画の建設地を果実協同農協組合跡地というふうに概要のところで説明をしていただきました。この果実協同組合跡地は6筆ございまして、総面積が6,403.31平米あると思います。70平米で考えて、70平米で4戸の5階建てを2棟というふうに解釈しておりますが、その2棟で要る、必要な土地というのは大体1,000平米あれば建物はできるのかなという感じがしております。1,000平米でできたとして、あと5,400平米程度敷地としてはあるわけですが、これだけの敷地をどういうふうに整備していくのか。恐らくこういった整備あたりも全部PFI法で外構なり何なり、全ての附帯工事というのは見てくれるものと思いますが、この辺は、敷地と広さとの関係はどういうふうに考えていかれるつもりですか。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

果協跡地の面積が6,400ほどございます。それで、今回私たちが計画しております住宅につきましても5,400程度ですけれども、あとの残りの用地につきましては、一番北側のほうを一応道路とロータリー部分として考えておりますので、進入路から、そういったところも考えて、その分を外したところで、現在5,400の計画になっております。また、5,400の中には住宅2棟を建てまして、それで緑地の部分、公園ですね、それとか1戸に大体2台の駐車スペースを考えておりますので駐車場、そして敷地内の道路、そういったものを含めたところで計画しているような状況でございます。

○6番（所賀 廣君）

これは、PFIで考えられていくことではあるわけですが。今度は一戸建て住宅というものを考えてほしいなという観点から、ここは適地だなどと思えるところ、自分自身で思えるところが3カ所ほどございまして、その1カ所目として亀ノ浦水源地の上の駐車場、1回視察にも連れて行っていただきましたが、ここは当初の予算で設計委託料が880万円、それから工事請負費、定住促進住宅建設事業として1,580万円の計上、当初予算で計上されておったわけです。この土地ですが、以前北側ののり面を削り広くすると、それから上にある田んぼと南側の田んぼを購入する計画があったと思っております。ここがどうなっているのか、まずそこ。田んぼとそののり面を削るというそういった計画があったわけですが、そこを説明していただきたいと思います。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

購入する計画がどうなったかということですが、農地につきましては本人さんの承諾もいただきまして、農地転用の許可が11月末に県のほうから届いたような状況でございます。

す。地権者の方とも売買契約を現在行っておりますが、本人さんから最終的な契約については年明けに行ってくれという要望もあっておりますので、来月には完了する予定になっております。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

今、農地を購入したということですが、農地転用、結局時期的に遅くなったような感じがいたしております。当初予算に上げておりましたこの設計委託料の880万円、それから工事請負費の1,580万円、これは結局そのまま残ったような形だと思っておりますが、これは次年度に繰り越す予定ですか。

○建設課長（土井秀文君）

お答えをします。

今年度に予算計上しております分につきましては、農地の手続等もちよっと遅くなり、それを行うにしても来年の年明けになりますので、工期的にはどうしても不足が生じると思いますので、今回は不用額ということで処理をさせていただきたいと考えております。

○6番（所賀 廣君）

先ほど農地の購入を言われましたが、それらを入れて、当然あそこは公有水面、水路がありますので、果たしてその水路の先の南側まで行ったのかどうかは場所的にはわかりませんが、全体的に面積として入れて一体どれくらいぐらいになるのか、敷地総面積として。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

今回相談できた土地が亀ノ浦の河川、亀ノ浦川がございますけれども、その亀ノ浦川から北側のほうの分が購入できております。その面積につきましては、現在1,254平米、町有地がございます。それにつきまして購入した分が1,723平米、合計で2,977平米程度になっております。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

まだ構想がないかなというふうに思いますが、ここの土地にもし一戸建てを建てられるとしたらどれぐらい、何棟ぐらい建てられるのか。また、多分次年度になるだろうというさっきの答弁でしたが、できるだけ早くつくっていただきたい気持ちは皆さん持っておられると思いますので、その時期をいつぐらいにというふうな構想はありますか。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

一戸建てで何棟ぐらい建つかということは、まだ私たちも計算もしておりませんし、未定で御理解をいただきたいと思います。

それと、いつごろになるかということですが、現在、先ほどから申し上げておりますPFI法で果協跡地に行っておりますので、そこら辺の展開を見ながら、またPFI協会にも研究、協力等をいただきながら行っていきたくと考えております。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

じゃあ、2つ目の場所として考えましたのが油津児童館がありました、油津児童遊園地のところでございます。これは昨年12月、遊園地の整備という質問の中で町長が答弁されておりますが、そのときに高齢者向けの長屋、認知症になる前の方の共同宿舎などで、ここには団らん室や共同炊事場などを設けた長屋方式での建設を別枠で計画していると答えておられますが、その後このお考えはどのように発展していったのか、お尋ねしたいと思います。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

高齢者向けの共同宿舎につきましては、太良高校校長の宿舎跡地に、あの辺一帯に計画ができないだろうかとこのところございました。まず、町長のほうから高齢者の共同住宅宿舎をつくるに当たってはどれぐらい要望があるのかどうか、これを調査しなさいという指示を受けまして、9月議会後に、今年度4月のほうからずっと調査をいたしておりまして、今回交通弱者、病院が遠いとか、買い物するところが遠いとか、そういう不便なところにお住まいの山間部のほうを中心に調査をいたしたところでございます。その結果を申し上げますと、まず高齢者の方からは、住みなれた家や地域から離れたくない、それから家や畑など仕事が多くあり離れられない、近くに親類が多く住んでおり移動等協力体制があり、その件に関しては特に不自由はしていないという意見もございました。それと、一番多かったのが、当然住宅になりますと家賃が発生をいたします。現在の少ない年金では家賃を払い切れないと、そういうふうな意見が多くございまして、それとどんなに不便でもこの地域に住み続けたいという意見が非常に多うございました。

現在のところでは、この共同住宅の建設を行っても入居希望者は非常に少ない状況であろうかと考えておるところでございます。ただ、議員が御存じのとおり今後も高齢化は進んでまいりますので、この件につきましては引き続き状況を見ながら検討していきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

今の答弁聞いておりますと、できてもなかなか入居しづらいというふうな感じで受け取ったわけですが、そうとはいつてあそこを黙ってほったらかしておくわけにはいかんと思います。多分、1年に1回ぐらいはどなたか清掃等をやっておられると思いますけど、あそこで一番気になりますのは、元の油津児童館、アカシア園という名称でしたが、あそこがかなり

の老朽化で傷んできていると思います。整備するなら、あそこをまず壊してしまっで一連の敷地をきれいにしてしまうと相当な広さがあるわけです、町有地としては。高齢者の方向けの長屋がまだまだ実現できそうにないという中ですが、一戸建ての若者向けの住宅でも結構と思うわけです。さっきから言いましたように、まだ夢を持っておられる方も恐らくいると思います。10年住んだら無償譲渡みたいなのをまだ考えておられる方もおられます。そういった方向にもう一度計画をよく練り直して、児童館をきれいに建てかえて、つくり直してとかまず壊したほうがいいかなという感じがしますが、敷地を広くとってその辺の発想をもう一回進めてもらいたいというふうに思いますが、課長どうですか。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

高齢者の住宅とか、若者の住宅とか、住宅の敷地にすればあの辺は一带広がりますので、確かに敷地はあります。ただ、これは町長も以前答弁をいたしましたけども、あの辺に介護施設を計画したいとの打診が町にございました。いろいろ検討されたんでございますけども、御存じのとおり、周り、後ろの海があります、それから国道が近うございます。高齢者の方の施設を建てた場合に認知症の方とかが施設を出られて大きな事故でも遭われたら大変だということで、介護施設の関係は断念された経緯がございます。ですので、このような地理的条件もありますので、高齢者等が居住する施設とか住宅の建設はまだ厳しいかなと。

それと、御存じのとおり海際でございます。台風等で非常に波が上がってきたりして厳しいことも予想されますので、住宅等に関しては、今のところは果協跡地を最優先で計画をいたしておりますので、油津児童館とか遊園地の近辺に関しては、今後どのような整備がいいのか、公有財産有効活用検討委員会等で常時検討を行っておりますので、今後もいい方法を考えていきたいと思っております。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

いずれにしても、考え方を幅広く持っていて、今後の展開を期待したいと思います。

3つ目の場所で、先ほど課長が言われましたけど、元太良高校の校長さんがいらっしゃったこの宿舎、これは当初予算でしたか、9月の補正で改修費として200万円を計上なさっておりましたが、恐らくあそこの内装工事あるいは畳がえ等を考えたお金であるというふうに答弁をいただいたと思っております。もう多分完了したのではないかと思います、あそこ、中もきれいにした後、改修した後のあの建物の利用、どういった目的であの建物を利用するつもりなんですか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

太良高校校長宿舎の後の活用ということでございますけども、先ほどごらんのとおり9月の補正で出しております。そのときにも御説明をしておりますけども、この地域一帯が将来的には高齢者住宅の構想がございます。したがって、長期的な住宅の貸し付けというのはかなり難しいということで、短期的な契約、例えば1年契約ということで教職員に入っていただくとか、こういった利用を現在想定しております。

以上でございます。

○6番（所賀 廣君）

高齢者向けということですが、私の質問が定住促進というのがタイトルになっておまして、非常に心苦しい感じにはなってきましたがおるわけですが、建物周辺のほとんどが町有地だというふうに思います。隣地のほうには個人で所有されている方、宅地だとか畑だとかありますが、ここを何とか購入の方向に考えていただければ物すごい土地になると思います。今、太良高校の校長宿舎も太良町の名義になってると思いますが、ここが合計しますと、町有地は1,594.92平米ほどあります。それから、民地といたしまして748平米、畑といたしまして273平米、トータルでしますと2,615.93平米という結構広い面積になるわけです。これは、町道にも面しておまして、里道にも面しておまして、非常に交通にも便利だしかなり価値のある、場所的にも居住条件としては価値のあるところだというふうに思うわけです。ここも、ぜひ前向きに考えていただきたいわけですが、恐らくさっきの建物、高齢者向けの住宅とすればあそこが管理棟になるのかなとか、そういった感じがするわけですが、これがPFIの事業でどうしてもできなければ町単独でも進めていただきたいというふうに思います。できたら、町長が以前申されたように、一戸建てで若者向けで10年間住んだら無償譲渡、こういった考え方もなくはないというふうに思いますが、改めて高齢者でも結構なんですが一戸建てという考え方がないのかどうか。

○町長（岩島正昭君）

お答えをいたします。

まず、担当が申しましたとおり、私の当初の計画はそこに高齢者の長屋をつくりたいというふうな希望を持っていたわけですが、一戸建てでそこら付近の監視をしてもらいたいというふうなことで計画をしておりましたけども、まずつくってから高齢者の方が長屋に入居の希望が一人もなかったというふうなことは避けたいかんとということで、まずは計画をする前にアンケートをとってみなさいというふうな指示を町民福祉課長にやって、結果今課長からお聞きになったとおりでございます。この件につきましては、高齢者もまだ望みは捨てないでおりますけども、いずれはそういう時代が来るなというふうなことで、辛抱強く皆さんの希望を聞きながら計画を持っていきたいなというふうに思っております。

それと、おたくがおっしゃるとおりにあそこはALTの棟とかあるいは森林組合の倉庫等々がございます、相当な面積がございます。一戸建ての住宅をつくるに当たって、これ

は補助事業でやった場合は個人の払い下げ、無償提供もできないんです。だから、この件については町の単費か、辺地等々もいろいろ計画を聴取したり何か聞いたりしおったですけども、この辺地対策でやっても、辺地の起債割りをしても払い下げができないというふうなことです。これはあらゆる単費、町の単独で一戸建てをつくって無償提供というふうな形で持っていくますか。まずは果協跡地に住宅をつくって、何でもかんでも一遍じゃなくて段階的に、ある程度望みは捨ててません一戸建ては。だから、段階的にそういうふうな計画をさせていただきたいなというふうに思っております。できれば、個人さんの要望としては集落団地じゃなくして、各点在でもいいですよという要望もあるかもわかりませんが、一戸建てについては。そこら辺の空き地等々も全体的に加味しながら、状況を見ながら団地じゃなくして個別に希望があれば点在した一戸建ての住宅を計画したいなというふうに思っております。

以上でございます。

○6番（所賀 廣君）

さっき町長が申されたように、町有地としてはかなり広いわけですが。先ほど申しました民地とそれから畑の部分ですが、ここには購入意思とありますが、どうでしょうか、町にお譲りいただけませんかみたいな相談なりアタックはなされた経緯がございますか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

今現在の用地の西側のほうに宅地がございます。東側のほうに畑がございますけども、今現在のこの構想の中では、今具体的にそれぞれの所有者の方との交渉というのはございません。

以上でございます。

○6番（所賀 廣君）

ぜひお願いしたいのは、前向きにぜひ進めていただいて、ここの2つが相談できれば本当に快適な場所になると思います。さっき言いましたように、町道にも面しており、里道にも面しておりということですので、ぜひここは財政課長一生懸命頑張ってください、購入に向けていただきたいというふうに思います。

○町長（岩島正昭君）

今構想、議員もおっしゃるとおりは何筆か個人さんの名義がございますけど、ある程度構想を固めて、事業費を固めて、用地交渉に行った場合は額が上がり上がってできんとですよ、当然。こりゃあそんなくらいの単価じゃやられんとか、だからある程度内々的にうちでは交渉を持っていきたいなということが1点と。

もう一つは、ここの議員さんたちも御存じだと思いますけど、太良病院の建設に当たっては議員さんたちが率先的に誘致交渉させてもらった経緯がございますから、できれば議員さん

たちの協力も必要だなというふうに思っております。

以上でございます。

○6番（所賀 廣君）

この用地交渉に当たっては、議員も頑張ってみろというふうな、ある意味叱咤激励だと思いますので、集落内のことであります、私も周辺の方なりに聞いてみて、どういった流れになるのかというふうな動きをやってみたいと思います。

以上、大体3カ所ぐらいと、それからPFIの例の果協跡地のことを質問したわけですが、いずれにいたしましてもぜひ夢を描ける、特に若者を中心としてですが、夢を描ける住宅建設を見出していただけますように大いに期待して、質問を終わりたいと思います。

○議長（坂口久信君）

これで2番通告者の所賀君の質問を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

午前10時48分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（坂口久信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番通告者、田川君、質問を許可します。

○3番（田川 浩君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い質問いたします。

今回は、一般質問では4回目になりますけれど、ふるさと納税について質問します。

ふるさと納税は、今年度から担当が企画商工課から財政課に移られて、またふるさと納税係の部屋も、今月から庁舎から隣の林業センターのほうに移動されて、今まさにシーズンですので、多忙な業務を行っているものと思っております。

それでは、通告書を読みます。

本町でお返しの品つきふるさと納税事業が昨年の9月より始まりました。昨年度は、約2億2,400万円の応援寄附金が申し込まれました。今年度も順調に寄附が集まっていると聞きますが、これまでの時点での状況とこれからの展開を聞きたいと思っております。

1点目、今年度の寄附状況について。

2点目、これまでの課題と改善方法、また今後の展開についてどう考えているか。

3点目、寄附金の使い道について。産業の振興や医療福祉の充実などのほかに、行政区の要望事業など、町民が寄附を実感できる新たな用途コースを創設できないか。

以上、3点について質問します。よろしく申し上げます。

○町長（岩島正昭君）

田川議員の地域活性化についてお答えいたします。

まず、ふるさと納税事業における1番目の今年度の寄附状況については、11月30日現在で総額4億2,822万3,000円、件数で3万8,787件となっております。

また、申し込みの地区別では、東京都が一番多く、次に神奈川県、大阪府の順となっております。

2番目のこれまでの課題と改善方法、今後の展開についてお答えをいたします。

ふるさと納税につきましては、平成27年9月11日から開始し1年2カ月が経過したところでございますが、この間における課題といたしましては、春から夏にかけての寄附金の低迷が挙げられます。全国的な傾向ではございますが、事業者の方からの協力を得ながら年間を通じた返礼品の確保やPRに努め、改善を図っていきたいというふうに考えております。

また、本年度は昨年度と比較し大きな伸びが見られることから、継続して太良町を応援していただくよう太良町の魅力をこれまで以上に伝えながら、さらなる寄附者の確保に努めてまいりたいというふうに思います。

3番目の新たな使途コースを創設できないかについてお答えをいたします。

現在、太良町ではコースの選択として、産業の振興に関する事業、医療及び福祉の充実に関する事業、環境の保全に関する事業、教育の推進に関する事業、町長おまかせコース、その他の6コースが選択する設定となっております。

御提案の新たなコースの創設につきましては、可能ではありますが、内容といたしましては、身近な区内道路の補修など既存の助成事業への拡充に対する寄附金の充当が想定され、既存の町長おまかせコースで対応できるものというふうに思っております。

以上でございます。

○3番（田川 浩君）

2年目を迎えました本町のふるさと納税事業ですけれど、お返しの品つきの納税事業ですが、補正予算でも3億円の補正が組まれておりました。また、今町長が答弁でありましたように、11月末で4億2,800万円の寄附があるということで、昨年にも続きまして順調に寄附が寄せられているものと思っております。

私は以前、2年前の決算委員会、それと12月のこの一般質問でお返しの品つきふるさと納税をぜひしたほうがいいということを言いました。それはまず一つは、自主財源の確保ができるということ。それと、ミカンなどの地元特産品の販路拡大ができること。この2つが大きな要因でした。

当初の状況、議事録を見てみますと、その前年の、2年前の前年の県内で一番寄附金を集めたのが玄海町で約2億円でした。本町はその前年は33万円でした。それから2年がたち、県内の状況も大きく変わっております。昨年度の実績を言いますと、県内の1位は上峰町、約21億3,000万円。2位が小城市、約14億8,000万円。第3位が玄海町で約11億9,000万円。4位が伊万里市、5位がみやき町、6位が有田町、本町は昨年度は2億2,000万円くらいで

第7位でした。

しかし、今年度に入りまして本町は大幅な伸びを見せているものと思っております。

ふるさと納税の日本最大のポータルサイト、ふるさとチョイスというのに本町は出しておりますけれど、ここのふるさとチョイスの11月のページビュー閲覧数におきまして、何と太良町は全国で15位になってます。部門別に見ましても、ハム部門やミカン部門というところで3本の指に入るような事業者さんもいらっしゃいます。

その中で、今年度の寄附状況について聞いてまいりますけれど、協力事業者さんの数、これは昨年と比べてどうなっているのか、いかがでしょうか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

事業者の数はということでございますけれども、ふるさと納税を本格的に始めました昨年27年9月ですけれども、その時点で15業者でありました。27年度末になりますけれども、24業者。それから今、10月末現在でございまして40業者の協力事業者がございまして。

以上でございます。

○3番（田川 浩君）

15業者から始めて、本年度の10月末で40業者にふえたということですね。

それで、お返しの品の内容につきましては、前回も海産物が少ないですとか、そういった問題がありましたけれど、今、そういった新規でどのようなお返しの品がふえたか、それを教えていただけますでしょうか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

新規の返礼品ということでございますけれども、当初からの課題でありました、先ほど御案内の海産物が28年度に入りましてふえております。例えば、竹崎カニとかカキとかノリ、それから農産物では米、加工品でそうめんなどがふえているといった状況でございます。

以上でございます。

○3番（田川 浩君）

海産物でカニ、カキ、またノリ。また、そのほか米、そうめんなどがふえたということで。

次に、寄附金額が先ほども町長の答弁にありましたように11月末で4億2,800万円ほどということで、昨年としたら約2倍以上伸びていると思っておりますけれど。この増額の理由と、直近の寄附額がどうなっているか、寄附額といいますか去年と比べて。例えばハム業者さんなら、去年このくらいだったのがこうなるとか、ミカンならこうなるとか、そういったものがわかれば教えていただきたいと思っております。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

増加の理由はということですが、まず平成27年度は先ほどの御案内のとおり2億2,400万円程度がございました。ごく直近の11月を見れば、件数にして2万2,000件の件数が集まっております。金額にいたしますと、この11月だけで2億4,100万円といった状況がございました。

このような大きく件数等が伸びた要因ということでございますけれども、まず返礼品の数、これが大幅に増加したと。それから、もちろん中には協力業者さんの数が、先ほど申し上げたとおりかなり増加しているというところがございます。それから、全国的なふるさと納税という制度が浸透していったと。加えて、生産品趣向というのも考えられるんじゃないかというふうに思っております。それから、太良町も先ほどごらんのとおりふるさとチョイスといったところに出しておりますけれども、この中で特集を組んだりとか、あるいは生産者の顔を出したりとか、小まめな情報更新も一つの要因じゃないかというふうに思っております。それと、27年度以降うちのほうに寄附していただいた方の実績によるリピーターの確保と、こういったところもあるんじゃないかというふうに思います。

先ほどの質問の中の、種類別の増減等はどうかといったことがございましたけれども、まずミカン類につきましては、27年度の件数で申し上げますけれども7,262件から、28年度11月末現在になりますけれども9,573件と大きく伸びが見られます。肉類につきましても、27年度で922件だったものが1,050件と。それから、ハム類につきましても9,785件が8,911件と、これは大体今のところは横ばいといったところがございますけれども、金額については大きな伸びが見えているといった状況でございます。

以上でございます。

○3番（田川 浩君）

ふるさと納税ですけれど、全国的に浸透したということ、それと本町の協力業者さんの数がふえたということ、また返礼品の数がふえたということで、11月末時点でもう去年の金額、件数を上回っているということでございました。

それで、こういうふるさと納税をやって、やはりリピーターの確保というのは大切なことだと思っております。ふるさとチョイスのページを私もよく見るんですけど、そこに寄附者からのメッセージというのがありまして、いい機会ですのでそういったメッセージ、いいものがあれば数件ですね紹介してもらいたいんですけど、いかがでしょうか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

寄せられたコメントはということですが、10月6日の時点で約6,000件のコメントが寄せられております。一部内容を紹介いたしますと、ふるさと納税を通じて太良町を知りました。キャッチフレーズもとてもすてきですね。せっかくの御縁なので来年太良町にも訪れてみたいと思いましたがといったコメントとか。このほかにも、小さいながらもおいしい農産

物がたくさんあり、以前よりとても好きな町です。遠いのでなかなか足を運ばませんが、またぜひ行きたいです、応援していますといったコメントもございます。

また、ミカンにつきましても、太良ミカンの愛好者で太良町を応援しています。町民の皆様頑張ってくださいといったコメント。それからこのほかにも、サイトを拝見していろいろと対応が丁寧なことに感心いたしましたなどなどのコメントが寄せられております。

以上でございます。

○3番（田川 浩君）

10月6日時点で約6,000件のコメントが来ていると、これすごいことですね。内容も、ふるさと納税で太良町を初めて知りましたとか、またぜひ行きたいとか、またミカンを愛好しているということで、私たちの町にとってみると本当にうれしいことばかり書いてありますので、こういった人たちを、次の項目で言いますけど、がっちりつかまえていくことが大事だと思っております。

担当が財政課に移ったということで聞きますけど、この際、寄附金額がふえると地方交付税額に影響するのかなどか。地方交付税というのはいろいろな要素によって増減するものなんですけれど、このふるさと納税の寄附額によって増減するものなのであるのかなどか、それどうでしょうか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

寄附額の増に伴う地方交付税の影響はございません。

以上でございます。

○3番（田川 浩君）

ふるさと納税の寄附額による地方交付税の増減はないということですので、どんだけでももらってもいいということですので頑張ってもらいたいと思います。

それでは2点目の、これまでの課題と改善方法ということで、まず聞きますけれど、昨年度のシステムと今年度のシステム、受け付けから発送まで、これの改善点、それと還元率、昨年度は50%だったと思うんですけど、それは変わらないのかなどか、それについてはいかがでしょうか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

これまでの課題と改善点等ということでございますけども、大きく違いましたのが平成28年度からワンストップ特例制度が始まっております。それから、ふるさとチョイスの内容ですけれども、先ほど申し上げたとおりに、特集等を組んでおりまして、そのシーズンに合わせた商品、あるいは売れ筋商品をサイトの上位のほうに持っていく工夫とか、あと閲覧時間を少しでもアップさせておくといった内部的な工夫も行っております。それから、27年度ま

では1 寄附に対して1 品と限定しておりましたけども、それを1 寄附に対して10品まで選択できますよといった改善も行っております。それから、配送業者になりますけども、27年度は佐川急便さんのほうにお願いしておりましたが、28年度からは日本郵便株式会社のほうに変えているといったところもございます。

それから還元率につきましては、今現在も変更しておりません。

以上でございます。

○3 番（田川 浩君）

改善点といいますか、そうですね、今年度からはワンストップ特例というものが始まりましたので、その業務も新たに加わったと思いますけれど、そこら辺どうなんですか。業務的に言えば、例えば今、日本郵便さんに配送のほうを任せたとということでありますけれど、ワンストップが新たに業務として加わった分だけそれだけ単純にふえたんですか、それはどうですか。

○財政課長（西村正史君）

先ほど申し上げましたワンストップ制度ですけども、28年度から開始されまして、これが給与取得者の方が確定申告をしなくても手続できますよといった内容になっておりますけども。この業務というのが、私はワンストップ制度をお願いしますよといったところがまず来まして、うちのほうから書類等を寄附者の方にお送りして、またそれをまたこっちのほうに内容的なところの確認をします。その後、今度は各住まれている自治体のほうに送付ということで、かなりの業務がふえたということがございます。

先ほどの配送業者の件ですけども、うちが寄附をいただいてから業者さんのほうにこれだけの分を出してくださいといった依頼票等がございましたけども、この依頼票については配送業者さんのほうに今回一緒をお願いしているといったところがございますけども。

27年度からの業務量というのは、全体的に先ほどのワンストップ制度が入ってきたことでかなり多くなっているというところがございます。合わせまして、件数もかなり上がっているということで、大分職員数、臨時職員等も応援をいただきまして今対応しているところがございます。

以上でございます。

○3 番（田川 浩君）

業務量としては全体的に件数も上がってますので、大分ふえているものと思っております。

それで、今11月末時点で4億2,800万円ほどの寄附があるということでしたけれど、これ以上額が大きくなると、今直営でやっておられると思いますが、なかなか事務を処理するのにも限界があるのではないかと私は思っております。他の市町村さんを見ておりましたが、直営というのは珍しいほうですよ、寄附金額が多いところでは。例えば、観光協会さんに委託ですとか、商工会さんに委託ですとか、またはそういったいろいろなところの協議会を

つくってそこに任せて委託をしてとか、そういったところが多くあるような気がします。

先ほど言いましたように、県内の上峰町では20億円を超える寄附金額を集めているわけですが、本町もそれに近い寄附金額を集められる可能性がないわけではございません。要は、町としてどこまでの目標を持って体制を整えるのかということだと私は思っています。今の直営の体制でも10億円近くぐらいまでは頑張ればいけるんじゃないかなと思いますけれど、結局こういった今のような繁忙期になりますと、他の課からの職員さんの応援を受けたりすることもあるかと思しますので、なかなか職員さんの本来の業務に支障を来すような可能性もあるんじゃないかと思えます。

もし、これから20億円また30億円、今トップは30億円を突破しておりますので、日本でいいますと。そういうところを目指すのであれば、それなりの体制を整える必要は私はあるものと思っております。

町長にお伺いしますが、町としてこれからどのような体制づくりを行う予定であるのか、それをお聞かせいただけますでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

町としての今後の対応ということでございますけれども、議員御承知のとおり、開始当初は27年9月やったですかね、まさかこれほどまで伸びると思わないで、担当1名で配属をいたしておりました。1年半なってこういうふうな何千、何万件という件数になりまして、各課から臨時職員あるいは職員を配置等々で一本釣りを釣りまして、森林組合の林業センターの2階に別途で部屋をつくりまして、今業務に当たっておりますけれども。今の状況では恐らく、もう職員自体もある程度精神的にまいる時期が来るんじゃないかというふうに思っております。というのは、ただ発送だけならいいんですけど、いろんなクレームが来まして、それも1人か2人対応に追われる状況ですから。

上峰町とかあるいはみやき町さんは10億円、20億円ということでございますけれども、あちらの市町につきましては、こちらはふるさとチョイス1件です。あとは3件か4件の業者に委託をなさって、受け付けから発送、クレームまで全面的に委託をなさっているということで。そういう時期を見計らって、委託件数をふやす時期が来ているなというふうに思います。

ただ、委託件数をどんどんいろんな形で業者に委託しますと、それには手数料が要るんです。だから、実際上峰町も10億円か20億円でも、恐らく3割ぐらいしか残らんとやないかなと。お金のこと言っちゃいけないですけど。職員等は、できるだけ自分たちで幾らなりとも寄附をしてくれたお金を有効に使うということで今頑張ってもらっておりますけど。今回そこらが大きくなればそういうふうな方向づけで委託件数もふやしていかないか時期が来るなというふうに思っております。とにかく職員の健康管理が第一ですから。

以上でございます。

○3番（田川 浩君）

私の意見になりますけれど、私は民間で協議会みたいなものをつくられて組織して、直営ではなく、半分直営でもいいんでしょうけど、半分が民間、半分が直営みたいな感じでやられたほうがいいんじゃないかと思っております。そのほうが直営でやられるよりもフットワークも軽く、それと色々な制約もございませんので、そういったほうがいいんじゃないかと思っております。

まず、そういった中でクレーム対応や電話連絡などの対応といった事務処理のほかに、私前回は申し上げてますけれど、太良町で統一したふるさと納税のこん包材ですよ、段ボール箱。そうしたものをつくって販売するですとか、あと特産品同士のコラボ商品の提案、また加工品の提案。また、ネット環境が整っていない生産者さんもいらっしゃいますので、そういった方に対する取り次ぎ業務とか代行業務、そういったものですか。さらには、そういったことをやればさらにクオリティの高いお返しの品の提案や、また協力事業者さんの増につながるのではないかと思っております。

また、これも以前から言っていますけれど、協力事業者さんだけで組織する事業者組合の事務局の機能も、そういうところに持たせてやれば、またまたそれなりにいい事業ができるのではないかと思っております。

それと、そういった組織に、これも一緒のことずっと私も言っていますが、そういった組織に地域おこし協力隊、これはそもそもの事業でありますけれど、そういった方を何名でもいいと思うんですよ、あの事業は。大変、隊員を公募する費用も、その隊員の給料も、その隊員が使う車のリース料も、これは国が持ってくれるんですから。そういった人を募集して使って、事務に当たってもらえればいいかなと思っておりますけれど。これも、私初めて言ったのが三、四年前です。その当時は、県内でも3つか4つの市町で受け入れを行っておりましたが、今は県内でもほとんどの市町が受け入れを行っておられます。杵藤地区、2市4町ありますけれど、うちと鹿島だけですよ、やってないのは。何でもこういった、これ過疎対象の事業ですので、事業をやらないのもなと私は疑問に思いますけど。そういった地域おこし協力隊員を使う案に対しまして、町長どう思われるのか、意見を聞かせていただけますでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

お答えいたします。

この件については、議員御指摘のとおり議員から何年か前提案がございまして、いろいろ内部協力検討をいたしておりましたが、各課からこういうふうなふるさと地域協力隊をお願いしようと思うけども、何か皆さんたちからこういうふうな事業種目で提案をお願いしたいというふうなことを各課に申し上げましたが、なかなか手が挙がらず。ことしになって、今県のほうに協力を手を挙げてお願いをいたしてる状況です。これがどうなるかわかりませんが、一応県の回答待ちで今要望を行っておりますけども。できればこのふるさ

と地域協力隊というのは、地域おこし協力隊というのはある程度そういうふうな営業販路等々にたけておりますから、いろんなアイデアが出てくると思いますから、町職員のみならずもっと一歩前進した考えを期待をいたしたいというふうに思っておりますが。極力県のほうにも状況を把握しながら、とにかくやってくれというふうな要望等々はやっていきたいなというふうに思っております。一応、手続は進んでおりますから。

○3番（田川 浩君）

前向きに検討されているということで、期待をしております。

それで、次に移りますけれど、このふるさと納税の使い道ということで全国の自治体いろいろなことを考えておられます、目玉事業ですね。お返しの品じゃない目玉事業なんですけれど。

例えば、広島県の神石高原町というところでは犬の殺処分ゼロ事業というのを、これはクラウドファンディングのほうで行っておられます。これが目標10億円ということで、クラウドファンディングのほうで今2カ月目ですけれど、今大体1億5,000万円ほど集まっているということでございます。

本町は、先ほども担当課がおっしゃったように、使い道に関しましては6コースあります。しかし、一般的な使い道ですので注目度といいますか、低いわけでございますけれど。そこで、何かこれをやりますというような事業がやっぱりPRの上でも必要じゃないかなと思っております。

それで、私もいろいろ、今ある既存の太良町の事業で何かないかなと思いましたが、私はこのふるさと納税の趣旨に一番合ってアピール度が高いのは多良岳200年の森事業、これではないかなと思っております。今はその業界では結構有名ですので、視察なども多く来ておられます。ですが、一般的にはこういう取り組みを太良町やっているということについては、なかなかまだまだ浸透していないんじゃないかと思えます。また、町民の方にとって知ってもらうについてもいい機会だと私は思います。

集まった寄附金については、従来の下打ち、枝刈り等の費用に充填してもらってもいいですし、私の記憶に間違いがなければ、平成30年度くらいからそこら辺の200年の森周辺を観光のために整備したいということを多分おっしゃっておられたと思うんですけれど。そういった整備、観光に向けての整備に充ててもらってもいいと思います。

例えば、200年後の杉やヒノキの大きさに模したモニュメントをつくるとか、また森林浴の遊歩道を整備するですとか、また森林ガイドの育成をするですとか、そういったいろんな整備費に充てることは可能だと思っております。

これが全てではございませんけれど、私の案ですけれど、こういった目玉事業について担当としてはどう思っておられるのか、いかがでしょうか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

目玉事業ということですが、御質問の内容は今返礼品を送っておりますけども、返礼品以外で何かなかろうかといった趣旨かと考えております。

ほかの市町につきましては、例えば1日市長とか、例えば首長との会食とか、あと遊覧飛行とか電車の運転等々、いろんなユニークな商品を出されているところがございます。太良町におきましても、やはり太良ならではの自然を生かしたものの、先ほど御提案になった200年の森をどうにかできないかといったところか、あと太良町のキャッチフレーズであります、月の引力が見える町を使った何か干潟体験でもできないかといったところもいろいろと検討をしているところがございますけども、なかなか今の段階では結論に至っていないといった状況でございます。

以上でございます。

○3番（田川 浩君）

太良町特産品も多うございますけれど、海もあり山もありといういいところですので、それを地の利を生かした事業をしてもらいたいと思っております。

それと、次になりますけれど、これからはさっきも言いましたように、寄附をしてくれた方に、その人にいかにリピーターになってもらうか。また、寄附をしてくれた人にいかに太良町をアピールするかというのが大切になってくると思います。太良町ファンをつくるということですね。

それで、寄附者に対してのフォロー事業ということで、私は前回も言いましたけれど、関東なら関東で、が一番多いとさっきありましたけれど、そういったところでファンミーティング、よく芸能人の方がやっておられます、そういったファンミーティングみたいなものを開催すればいいと思いますけれど。寄附者で東京が一番多いということでしたけど、東京都の寄附者数は、大体直近で今何人くらいいらっしゃるのか、それどうでしょうか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

東京都からの寄附者の数ということですが、11月末現在で9,892件の寄附がございます。

以上でございます。

○3番（田川 浩君）

東京都だけで1万件近い寄附があるということですので、人数としてもそれに近い人がいるんじゃないかな、寄附してくれた。1万人もいましたら、例えば東京でそういったものを開催した場合に、例えば来てもらえたらミカンを3個上げましょうとか、そういうのをやってみたら100人くらいは来るんじゃないかなと思うんですけど。100人、200人来てくれたら、それでも大変いいことだと思うんですよ。そういった、がっちり寄附者の心をつかむと

いう事業が、私はフォローアップ事業が必要だと思っておりますけれど。そういった事業につきましては、担当課としてどのようなことをやっておられるのか、またどういふことを考えておられるのか、それいかがでしょうか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

寄附者の方のフォロー的な事業ということですが、リピーターの方の確保といたしましては、太良町のほうでは夏場の暑中見舞いの配付と、それから新たな新規の寄附者さんの確保も含めてですが、佐賀空港のほうにこちらから出向きまして、ふるさと納税のパンフレットや町のパンフレット、それから町の食事のパンフレット等、それから産地のミカン等を配付しながら多くの方に寄附していただくようお願いしております。

これと加えて、あちらこちらで同窓会というの開催されるわけですが、その同窓会の際にパンフレットを配布していただくと。これについても多いところでは500部とか100部とか、そういった部数で配付をしております。

このほかにも、ふるさと納税のパンフレットの配布ということで、県人会が今中央のほうにございますけども、そういった東京の佐賀県の県人会、それから関西のほうの県人会とか、あとさまざまな施設でのパンフレットを置いていただくといったことも行っております。

御提案のファンミーティングの件でございますけども、これもふるさとチョイスの中で事業としてございます。しかしながら、これが抽せんとなっているといったことや、東京のほうに行く費用と、そこでの設置費用等も合わせましてかなりちょっと費用的にも負担があるといったところもございます。こういったところがございますので、まだまだ検討の余地があるのかなということで、まだ実行には至っておりません。

ホームページの中では、これとはまた別にメールマガジンというのもつくっております、今現在の登録者数が約2,000人ほど登録していただいております。この中で、特産品の情報とか太良町のイベント、このような内容を発信しているというふうな状況でございます。

以上でございます。

○3番（田川 浩君）

メールマガジン等やられているのは非常にいい試みだと思います。

それで、その抽せんでの事業であったり、いろいろ町単独で開いたりといういろいろなイベントの開催方法はあろうと思っておりますけれど、今チャンスですので。そういったとこにどんどん出向いて町長の顔を見せて、太良のファンになってもらおうと、そして事業者さんも連れていって、私が食べたミカンはこの人がつくっているんだとか、そういったところでまたぐっと身近に感じてもらって、それからまたこっちに来てもらおうとか、そういったものにつなげてもらいたいと思っております。

続きまして、寄附額をこれからまたふやしていくには、まずは協力業者さん、出品してく

れる生産者の皆さんの数をふやすのが大切だと私は思いますけれど。

ここで一旦、町内の協力業者さんの掘り起こしのために、来年一段落してからでもいいと思いますけれど、もう一度、去年の夏ごろやられたと思いますけれど、協力事業者の説明会、これをやっていただけないかと思います。といいますのも、よく私の耳に入ってくるのが、今の町でふるさと納税やっておられるけど、何かよかよね、あの人たちだけもうけてんごと、そういうふうと言う人がいるんです。いやいやいや、あなたもできるんですよと。そこら辺をまた勘違いしていらっしゃる生産者の方もいらっしゃいますので、いろいろな形で告知はやっておられると思いますけれど、もう一遍そういったことをやれば、皆さんの周知ができるんじゃないかと思いますが、それについてはどうでしょうか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

協力事業者の方への説明会ということでございますけども、始めた当初のときに27年6月だったかと思いますが、開催をしております。しかし、その後につきましては、町報あるいはホームページのほうで募集を出しているといったところでございます。このほかにも、個別の相談あるいは個別での会社のほうに出向いて、こういうのがありますよといった御紹介、こういったことも行っております。こういったことで、先ほど申し上げた15業者が現在は40業者まで増加してまいりますよといった実績にもなるわけでございますけども。

その説明会につきましては、この募集だけに限らずに、今まで実績に基づいての、ここはこうしたほうがいいねといった手続とか変更点なども生じてまいります。そういったことも含めまして、年度ごとの説明会の開催につけて、今準備をしているところでございます。

ただ、一つ懸念されるところが、この太良町の返礼品としてこちらのほうから出しますので、この太良町の信頼性を劣らせないためにはどうすればいいかというのも考えなくてはなりません。当然、その業者さんの出荷体制とか連絡体制、あるいはインターネットの環境等々ですけども、これがやはり整っていかなくちゃどうかというところがございます。今の情報はSNSとかですぐに情報の拡散があります。あっという間にそういったところの信用の失墜というのも考えられますので、やはり一旦、太良町はだめだったね、あそこの人たちはよくないなど、こういった情報が広まれば太良町の損失だけでなく、協力業者様の損失というのにもつながってまいりますので、そこについては、誰でもいいですよといったところではじゃあないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（田川 浩君）

もちろん、現在でも出品者に当たっては選考基準というのがあると思いますので、そこら辺を守ってもらえればいいかなと思いますので、積極的にそういった町内の事業者さんの掘り起こしをやってもらいたいと思っております。

まだまだミカン類、かんきつ類、今いっぱい出ておりますけれど、今は栽培方法も、例えば黒酢を使ったやつ、また海草ミネラルを使ったやつとかいろいろあります。そしてまた品種も、例えばクレメンティンですとか南津海ですとか、品種も本当にいろいろありますので、ページを見ていて楽しいですよ、はっきり言いまして、太良町のページというのは。また、まだまだふやしても大丈夫と私は思っておりますので、余地はたくさんあると思いますので、頑張ってもらいたいと思います。

それで、3点目の寄附金の使い道についてお聞きしたいと思います。

今は、産業の振興や医療福祉の充実、またそういったものに6コースありますけれど、それに加えて行政区の要望事業など、町民が寄附を実感できるような新たな使い道のコースを創設できないかという質問をしたいと思っておりますけれど、先ほど答弁のほうで、そういったコースを創設するのは可能ですがと、既存事業の充当でもできるということでした。本町のふるさと納税が順調に寄附されているということは、町民の皆さんにも大体周知はされてると思うんですけど、その使い道が教育とか福祉の充実ですとか産業振興ですとかあるために、いま一つ町民の方の一人一人の身近なものとして実感として捉えられていないものと私は考えております。

それで、町民の方に先ほど言いましたように、ふるさと納税のありがたみを実感してもらおう、また実施事業をアピールするという意味でも町民スマイル事業とかそういった名前をつけられて、行政区の要望事業に対応するようなことも私は大切ではないのかなと思っておりますけど、これに対してどうでしょうか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

新たな事業の創設といったことですが、この新たなコースの新設については先ほど町長のほうから申し上げたとおりに、その創設は可能だというふうに考えております。

御提案の各地区のより身近な事業の提供といったことですが、こちらのほうで想定されるのが、区内道路の改修とか公民館の改修等、あと年度ごとの作業等になるかというふうに考えられますけども、その対応につきましては既存の補助事業等もございまして、こういったところを柔軟に組み合わせて対応もできるのではないかと考えております。そういった場合には、やはり事業量に、各コースの中でも一番事業量に柔軟性のある町長おまかせコースと、こういった中での活用が逆に利便性が高いのではないかと考えております。

あわせて、このふるさと応援寄附金というのが、寄附者の意向に沿った上でこちらのほうで柔軟に対応できる財源というふうになりますので、そういった御提案、それから御提言、これのほうをそれぞれの担当課のほうに出していただければ、当然全体的な政策立案の俎上にのせていけるんじゃないかと考えております。

また、このありがたみがわかるようなということでございますけども、これにつきましても寄附していただいた方々、それからもちろん町民の方々にも十分に生かしていただくように、その用途については十分な内容も含めて報告をしていきたいと。町報、それから回覧、それからホームページ等々が考えられますけども、そういったところで公表して御理解をお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（田川 浩君）

町長おまかせコースの中で対応していきたいということだと思うんですけど、御本人の町長に聞きたいと思っておりますけれど。

そう担当の方はおっしゃってますけれど、何にも担保がないということですよ、はっきり言いまして、私たちからすると。今各行政区、いろいろ困ってらっしゃいます。

例えば、里道の問題にしましても、大体高度成長期、昭和30年か40年くらいにできたものが、今は改修期になってるわけでございますよ。そういったものもありますし、補助事業にかからないもの、そういったものもございますし。そういった、町長おまかせコースに寄せられた寄附金をそういったものに、もちろん上限はあると思っておりますけれど、今までよりも配分を多くしてもらおうというようなことは、町長としてどうお考えになってられるのか、それはいかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

この使い道というのはいろいろあると思えます。町としても公正に使わにゃいかんというふうに思っておりますけど。

まずは、私もいつかお話をしたと思えますけども、青少年の非行防止という形で、職員等に各集落の街灯の基数を調査させておりますけど。あの分については、もうLEDですか、この際年度計画立てて、明るくするのが第1点ということで、そっちのほうに幾らか予算を配分したいなというところが1点と。

もう一点は、各集落から道路にしろ何なりといろいろな要望がございます。年間40から50件くらいありますから。予算のなかけんがされんなというふうな分については、予算もある程度決まっておりますから。緊急性のある分はこれに上積みして、集落の要望にいろんな形で対応する必要もあるなというふうに思っております。

後はいろいろ、できる範囲内で町民の皆さんたちにとにかく、街灯等は別としましていろんな施設等についてはゼロということではできませんから、高額な補助、上積みをしてやって皆さんたちは安心して生活できるような方向に検討していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○3番（田川 浩君）

それ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりますけれど、先ほどもおっしゃったように11月末で4億2,800万円ほどの寄附があるということで、今年度は5億円突破というのは確実だと思ひます。

それで、還元率が50%ですので、2億5,000万円以上の地元の産品が動いて、かつ多分2億円近い自主財源の確保ができたもんだと思っております。これは大変なことだと思っております。

私は、前回ふるさと納税を始めるに当たって、まずマラソンに例えまして、第2集団に入りたいと、始めたときは第3集団でしたので。言いましたけど、これ確実に第2集団に入ってきているものと思っております。しかし、皆さんもペース早いんですよ、ペース上げられておりますので、従来例えば第1集団であった10億円も、第2集団のまた先頭くらいだと思ひますので、でも次第1集団に向かって皆さん力合わせてやっていってもらいたいと思ひます。来年度は、第2集団の先頭を目指してもらいたいと思っております。寄附額10億円を期待して、私の一般質問を終わりたいと思ひます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

これで3番通告者、田川君の質問を終了いたします。

昼食のため暫時休憩といたします。

午後0時2分 休憩

午後1時 再開

○議長（坂口久信君）

それじゃ、休憩前に引き続き会議を開きます。

4番通告者、竹下君、質問を許可します。

○2番（竹下泰信君）

それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に従いまして質問をいたします。

近年、太良町では、イノシシ、アライグマ、アナグマ等による農作物への被害が常態化しております。特に、イノシシによる被害につきましては、これまで電気牧柵やワイヤーメッシュ等による防護柵の設置、それに加えて箱わな、くくりわな等の設置や銃器による捕獲によって有害鳥獣駆除を行ってきたにもかかわらず、被害は高い水準にあります。むしろ拡大しているようにも思えます。中山間地域が大半を占める町内では、耕作放棄地が増加する傾向にあります。このため、生息地域が拡大し、水稻、ミカン、野菜など農作物の被害にとどまらず、田畑の圃場、水路、農道、石垣等にまで被害が拡大しているところでございます。

また、人家の近くまで出没しているために、通学生や地域住民への人的被害が心配される状況となっております。

そこで、有害鳥獣駆除のこれまでの実績と今後の具体的な対策の取り組み内容を以下のと

おり質問をいたします。

1 点目といたしまして、過去5年間の被害面積、被害量、被害金額、有害鳥獣の捕獲数の推移はどのようなのか。

2 点目といたしまして、過去5年間における駆除に係る補助金等の支出状況の推移はどのようなのか。

3 点目といたしまして、鳥獣被害防止総合支援事業というのがありますけれども、この実施状況はどのようなのか。

4 点目といたしまして、佐賀県が昨年5月に作成した第2種特定鳥獣、イノシシの管理計画というのが出されております。これに対応した取り組みはどのようなのか。

5 点目といたしまして、イノシシ肉を利用したジビエ料理の開発、普及はどのようなのか。

以上、質問をいたします。

○町長（岩島正昭君）

竹下議員の有害鳥獣駆除のこれまでの実績と今後の対策についてお答えをいたします。

まず1番目の、過去5年間の被害面積、被害量、被害金額、捕獲数の推移についてでございますが、平成23年度と平成27年度の数量を申し上げます。ただし、捕獲数については平成25年度と平成27年度の数値とさせていただきます。

それでは、被害面積であります。23年度の158アールに対し、27年度は151アールとなっております。

被害量につきましては、23年度の27.7トンに対し、27年度は13.7トンとなっております。

被害金額につきましては、23年度の264万4,000円に対し、27年度は214万円となっております。

捕獲数につきましては、25年度の477頭に対し、27年度は531頭となっております。

以上のことから、過去5年間の数値を見ますと、被害面積、被害量、被害金額は、それぞれ減少傾向にありますが、捕獲頭数に関しましては増加傾向にあります。

2番目の過去5年間における駆除に係る補助金についてでございますが、23年度の174万9,000円に対し、27年度は705万2,000円となり、大幅な増額となっております。財源につきましては、国、県、町、協議会からの補助金によるものでございます。

3番目の鳥獣被害防止総合支援事業の実施状況についてでございますが、本事業は、国庫事業で鹿島藤津地域有害鳥獣広域駆除協議会によって実施されております。本町では、これまでにワイヤーメッシュ5万8,390メートル、電気牧柵3,160メートル、事業費にいたしまして3,597万5,000円をもって整備が行われ、被害防止が図られてまいりました。また、国庫事業に該当しない農地を対象に、一定の要件のもとで事業費の2分の1以内の補助を行う町単独事業も実施をしております。

4番目の第2種特定鳥獣管理計画に対応した今後の取り組みについてでございますが、本

計画は佐賀県で作成され、管理すべき鳥獣をイノシシとし、その目的は農作物等や生活被害の軽減、地域個体群の適正な維持であることから、今後も鹿島藤津地域有害鳥獣広域駆除協議会とともに適切な管理に向けた被害防止策に努めてまいりたいというふうに思っております。

5番目のイノシシの肉を利用したジビエ料理の開発、普及についてでございますが、現在のところジビエ料理の開発は行っておりませんが、イベント等においてシシ汁を提供するなどの取り組みは行われております。しかしながら、ジビエ料理においては認知度が低くなり、みもないこと、また料理を提供する料飲店もないなど、普及しがたい状況にあるのが現状でございます。さらには、衛生管理の整った肉の処理施設の整備の必要性など多くの課題もあることから、今後の普及推進につきましては、先進地の取り組み等を参考にしながら研究を重ねていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

それでは、具体的質問に移っていききたいというふうに思います。

先ほど、被害状況の答弁の中で27年度の被害金額につきましては214万円、23年度と比較すると50万円ほど減少しているということで、減少傾向であるというような話がございました。確かに50万円ほど減少してはいますが、その内容を検討してみると、鳥害ですね、鳥の害が17万5,000円ほど減少しております。それと、果樹の被害が大幅に減ってまして、132万6,000円くらい減っております。しかし、水稻の被害が99万7,000円ほど、約100万円ほど増加となっております。それをプラス・マイナスしたら50万円ほど減少ということになっておまして。まず、果樹の被害が減少した理由はどうなのか、また水稻の被害が100万円ほどふえてはいますが、これが増加した理由はどうなのかお尋ねしたいと思います。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

ただいまの御質問の中で果樹の減少の理由ということでございますけれども、これにつきましては、鳥獣害被害防止策等の普及の効果があらわれているものと考えております。

また、水稻の被害の増加に関しましては、鳥獣害被害防止策等の普及に伴い、これまで被害がなかった平坦地においてもイノシシ等の足の踏み入れがあつて増加したものと考えておるところでございます。

○2番（竹下泰信君）

水稻の被害につきましては100万円ほどあったというようなことですが、この被害をなくすための対応策はいかがでしょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

被害をなくすための対応ということですが、被害を全て断つことは現実的には不可

能でありますので、これまで同様の形で防御及び駆除といった形での対応になるかと思いません。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

今回の被害につきましては果樹と水稻の被害ということで、野菜の被害は入っておりません。家庭菜園あたりを中心に、非常に野菜の被害も多いというふう聞いておりますし、近年ふえていると、ここ最近ふえているというような話も聞いてますので、それについて野菜の被害状況の把握はどうされるのか。把握する必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

議員、先ほどおっしゃられたように野菜等の被害等もございます。野菜等については、家庭菜園等々について栽培されてるところが多いということもございまして、現状では被害については把握できておりません。しかしながら、今後においてはそういう野菜等についても被害等の検証をする必要があろうかなということでは思っているところでございます。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

野菜についてもぜひ被害の状況を把握をしていただきたいというふうに思います。

それと、先ほども申しましたように、イノシシの被害につきましては農産物のみならず田畑圃場の被害、それと水路、農道の被害、あと石垣等の被害も増加傾向にあります。これについての把握はいかがでしょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

山林等の掘り起こしや竹林等の食害被害等が広範囲に及んでいる状況は見受けられますけれども、被害箇所や面積については把握できていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

農作物以外の被害の発生場所とか、そういうところにつきましては今後把握はどうされますか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

農産物以外の被害の状況ということですが、今後においては当然、範囲被害箇所、その程度がどのようなものかというのは把握していく必要があるかと思っておりますので、その点についても、現地等に行った折には確認を行いながら把握に努めていきたいと思っております。

ところでは。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

ぜひ把握をお願いしたいというふうに思います。あわせて、対応策も考えていただきたいというふうに思っているところでございます。

有害鳥獣の捕獲頭数については、平成25年から23年までの3年間の実績の答弁がありましたけれども、この種類別にはどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

種類別ということですが、種類に関しては、イノシシ、アライグマ、アナグマの3種類になっております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

この3種類の捕獲頭数の年次ごとの推移はわかりますか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

平成25年度におきましては、イノシシ457頭、アライグマ12頭、アナグマ8頭となっております。平成26年度におきましては、イノシシ448頭、アライグマ43頭、アナグマ25頭となっております。それと、27年度におきましては、イノシシ468頭、アライグマ45頭、アナグマ18頭となっております。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

種類ごとの捕獲頭数を見ますと、イノシシにつきましては平成25年が457頭、それと26年が448頭、27年が468頭ということで、ほぼ横ばい状況かなというふうに思っております。

また、アライグマの捕獲頭数につきましては、平成25年が12頭、26年が43頭、大幅にふえております、4倍近くにふえております。それと27年も45頭ということで、このアライグマについてはむしろ増加傾向ではないかというふうに思います。

アナグマにつきましては、平成25年の捕獲頭数が8頭になってます。26年が25頭、27年が18頭で、28年につきましては、4月から10月までの頭数が既にもう37頭が捕獲されているというような話でしたので、これにつきましてもむしろ増加傾向ではないかというふうに思います。

この動物を捕獲する箱わなの所有状況をお尋ねしますが、町が管理する箱わなの所有状況はいかがでしょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

町が保有する基数ですけれども、イノシシの箱わなについては23基、小動物用の箱わなは10基。また、28年度にイノシシ用を3個、小動物用は7個というようなことで今のところそういうところです。

○2番（竹下泰信君）

イノシシ用の箱わなが23、小動物用の箱わなが10個ということでありましたけれども、これについても、借りる場合の手続はどうするのか、また手数料あたりが要るのかどうか、それについていかがでしょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えします。

貸し付けについては、直接農林水産課のほうに来て、目的、当然イノシシの捕獲ということになりますけれども、氏名、住所等を記入いただいて、現在の貸し付け台数等を勘案しまして貸し付けを行っているところでございます。貸付期間については、特段定めもございません。

それと、手数料に関しましては、現在いただいておりません。

また、個人購入の補助に関しましては、現在のところ行っていない状況でございます。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

動物の捕獲と、猟友会という組織が太良町にあるというようなことですが、猟友会と動物の捕獲については密接な関係があると思いますけれども、現在猟友会の会員数は何名いらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

現在、猟友会の会員数は39名でございます。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

猟友会のメンバーはほとんど銃器の登録とかわなの許可あたりを持つての方かなと思っていますけど、銃器の登録者数とか免許の取得者数とか狩猟登録者数あたりはどうなっていますか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

銃器の登録者数においては11名でございます。また、狩猟登録者数においては64名ということになっております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

町内で箱わなを設置されてる数は大体どれくらいというのが、わかりますか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

うちのほうから貸し出しをしておるものについては、先ほど申しましたイノシシの箱わな23基、小動物用10基というようなことで把握しておりますけれども、個々でお持ちの方もたくさんおられますので、そこについては把握できていない部分がございます。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

28年度の予算の中で、太良町猟友会の負担金というのが2万1,000円上がってました。これにつきましては、どういう性格の負担金ですか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

これにつきましては、農林水産課の職員の狩猟免許取得者1名に対する猟友会への負担金でございます。

○2番（竹下泰信君）

私はこれを見て、猟友会の活動費に対する補助金かなというふうに思ったんですけども、話をしとったら職員に対する研修費というようなことでしたので。猟友会への活動資金等の補助あたりはないんですか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

猟友会のほうにも資金のほうは補助金として出しております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

私も28年度の予算をずっと見よったんですけど、それに活動資金になるような金額を見つけらんやったんですよ。出しておるということであれば、どこで出しておられるんですか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

猟友会への有害駆除対策補助金といたしまして、10万5,000円を猟友会のほうに支出しておるところです。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

平成28年度の予算書でいう有害鳥獣駆除対策費の補助金が278万7,000円ほど上がってます。この中からということになるんですか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

そういうことでございます。

○2番（竹下泰信君）

せんだって、猟友会の代表の方と話をする機会がありましたんで、状況について聞き取りをしたところでございます。その中で言われよったことが、猟友会のメンバーは高齢化しているということと、猟友会の会員も減っているということで、運営が大変だということ言われてました。

また、林道が荒れてまして、以前行かれよった猟場に行けない、あるいはそういうことで活動ができないということがありました。

また、捕獲した鳥獣の処分につきましては、埋却するという事になってますけれども、余計とれたりなんかしたときには、なかなか埋却ができないと。埋却の場所につきましても、自分の畑とか山あたりに埋めなくてはならないということで、なかなか厳しい状態状況であるというような話でした。ですから、業者あたりに委託してできんかどうかというような話もありましたけれども、このようなこの3点についても、町としての考え方あたり、今後の対応策あたりはどのように考えておられるか、お尋ねしたいというふうに思います。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

猟友会のメンバーの減少というようなことで、これについては狩猟者の高齢化というのが大きな要因になっているのかなというようなことで思っております。今後においても、猟友会等の協力をもとに、会員の増加に努めていかなければいけないというようなことで思っております。

また、林道の人によつての被害といいますか、荒れたことによつて猟場に行けない状況等というようなことのお話もございましたけれども、これについては御連絡等をいただければ、現場のほうで確認をして適正な対応を図っていきたいというようなことでは思っております。何分、広範囲に及ぶものですので、状況の把握がなかなかできないというようなこともございますので、その辺、通報等お願いできればということで思っております。

また、捕獲処分の方法等については、基本的には埋却処理というような形になっております。埋却の場所や穴を掘る労力等が非常に厳しいというようなことも、よく耳にするところではございます。これからにおいては、そういう問題についてもやはり広域的な視点に立って、広域の協議会等において協議をしていければというようなことで思っております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

焼却あたりもよいという話は聞いてますけれども、杉谷の安穩の里の斎場では、ペットあ

たりの焼却はオーケーだという話は聞いてますけれども、この捕獲した鳥獣についての焼却あたりはできるのかできないのか、いかがでしょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

直接の担当ではございませんけれども、基本的に普通の焼却はできません。それと、杉谷における斎場での処分はできないということで聞いております。先ほど言われましたように、ペットについては行えるというようなことでございます。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

杉谷の斎場で焼却ができればいいんじゃないかなろうかというふうに思ってたけれども、できないということです。

実は有田町では、鳥獣の処分を業者に委託をしているという情報をもらいましたので、有田町の役場の担当者の方に確認をしたところでございます。有田町では、イノシシの年間捕獲頭数が約800頭ぐらいあるそうです。太良町の約2倍まではいきませんが、2倍近くの捕獲頭数があるかなと思ってました。アライグマにつきましては100頭前後、アナグマにつきましては30頭前後の捕獲があるそうです。

有田でも狩猟者の高齢化で埋却処分が大変だということで、伊万里のさが西部クリーンセンターが今回新しくできましたけれども、そこにできないかというような検討もしたそうですけれども、そこは搬入はできないというような返事だったんだそうです。そういうことがあって、東彼杵の川棚町に処分業者がおられるということで、その処分業者のほうに連絡をとったところオーケーだという話になって、この業者のほうに処分を委託しているそうです。業者が来られるまでの一時預かり所ということで、冷凍庫を建設をしたということで、横が4メートル、縦が1.8メートル、高さが2.6メートルの冷凍庫だそうです。

捕獲頭数が多いときには週1回、業者が有田町の役場のほうに見えると、少ないときにつきましては、状況に応じて取りに来られるということで、処分の委託料がキログラム当たり130円というようなことでした。内蔵とか部位あたりもオーケーだというような話でして、ただ役場としては、処分の委託料がやや高いかなというような感じを受けてますということですけれども、狩猟者のほうからは評判がいいというようなことであります。

太良町でも同じような状況ですので、それあたりもぜひ検討して前向きな方向で進んでもらったらどうかというふうに思ってますけれども、いかがでしょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

前にも述べましたように、処理に関しましては広域的な処理が望まれるというようなことでもございますので、協議会等の検討を踏まえて今後考えていきたいというようなことで思っ

ているところです。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

ぜひ前向きな検討をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、駆除に係る補助金の推移でございます。

27年度については705万2,000円、23年度と比較すると530万円ほど増加をして、4倍以上の伸びというふうになっております。この705万2,000円という金額が有害鳥獣駆除対策補助金と有害鳥獣被害防止対策補助金と2つに分かれてまして、これが先ほどの猟友会の負担金を除きますと、この金額が補助金がこの先ほど言った補助金かなというふうに思ってますけれども、これが27年度と比較しますと、有害鳥獣駆除対策の補助金が255万3,000円、有害鳥獣被害防止対策補助金が394万2,000円ということで、27年度のこの合計に合っていないのか、ちょっと違うんですよ。ですから、この根拠がどうかと思ってますけど、先ほどの705万2,000円。私のほうは決算書からとってます、27年度の決算書のほうからとってますけど、ここが若干違うかなと思っております。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

先ほど来、27年度の705万2,000円の額でございます。これについては、町、県、協議会、国の4つを合わせました合計額ということで、705万2,000円というふうになっておるところです。

○2番（竹下泰信君）

そしたら、町以外から来る補助金もこれに含まれてますよということですか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

当然、町のほうも出してありますし、先ほど来、説明いたしました県のほう、また国のほうからも補助金等も含まれた額ということで御理解いただければということで思っております。

○2番（竹下泰信君）

4倍以上にふえてますけれども、この4倍以上に伸びた理由というのわかります。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

この大幅な増加でございますけれども、その一番の要因といたしまして、25年度から国の捕獲報奨金が8,000円つくようになりました。また、アライグマに対しても1,000円というようにつくようになりました。それ以外に、一番大きな要因としましては、23年当時は有害鳥獣駆除の期間だけが対象となっておったわけですが、25年以降は周年を通じて

駆除期間となった関係で、大幅な頭数の増加というようなことから金額がふえたというようなことになっております。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

それでは引き続き、鳥獣被害防止総合対策事業についてお尋ねしたいというふうに思います。

28年度の予算書で見ますと、農業振興費の負担金補助及び交付金の中に、鹿島藤津地域有害鳥獣広域駆除協議会の負担金が97万5,000円ほど計上されております。この協議会の活動状況、あるいはこの負担金の内容、それとどういう内容を協議されているのか、それと総予算、2市1町で構成されているという話を聞きましたけれども、それについてお尋ねしたいというふうに思います。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

まず、97万5,000円についてですけれども、これにつきましては、太良町の分の均等割が1万円、それと捕獲報奨金に伴う負担金ということで11万円、それと捕獲報奨金の負担金ということで82万5,000円で、合わせまして97万5,000円というようなことになっております。これについては、太良町の方でございます。

それと結局、広域というような形で鹿島、嬉野、太良町ということになっておりますので、その合計に関しましては474万3,000円というような合計額になっておるところでございます。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

総額で500万円弱というような話でございますけれども、この活動状況はいかがでしょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

活動状況については、特段これといって協議会を通して何かをやっているというような状況にはございません。ただ、鹿島藤津地区鳥獣被害防止計画というのがございますので、その内容に沿って事業の実施が行われているかというようなことの検証というのは、当然行われていかなければならないということでございます。

それと、先ほど国庫事業ということで申しました関係で、先ほどしていないということでございましたけれども、当然国庫事業の事務等々については、広域の事務局が現在鹿島が持っておりますので、そちらのほうで対応してもらっているというようなところが一番大きな分ではなかろうかというようなことで思っておるところでございます。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

これにつきましては、広域駆除協議会ということになってまして、太良町につきましては長崎県とも隣接しております。したがって、小長井町や大村の黒木町あたりとも一応こういう協議会をつくって、いわゆる広域な対応策を考えていったらどうかというふうに考えてますけど、いかがでしょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

議員おっしゃられるとおり、太良町は長崎県、鹿島、嬉野については大村等々隣接しているという部分もございますので、そういう広域的な取り組みというのも当然必要になってくるのではないかとということでは考えております。しかしながら、現在のところは、その点については行っていないというのが現状でございます。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

ほかの資料ですけれども、佐賀、長崎、福岡県の3県で組織する北部九州三県有害鳥獣広域駆除会議というのがありまして、そこで一斉捕獲とか捕獲状況についての情報交換を行うというようになってます。先ほど申し上げましたように、太良町も鹿島市も嬉野市も長崎県に隣接をしているわけですし、こういうことで県は県のやり方、地域は地域のやり方でそういう協議会を発足させて、さらなる捕獲のための取り組みをやったらどうかというふうに思ってますけれども、そういう動きはどうでしょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

先ほど議員言われました北部九州三県有害鳥獣広域駆除会議については、年に1回、佐賀県で開催されているということでございます。先ほど一斉捕獲というようなことも出ましたけれども、これに関しましては月間という形で、9月と10月に関してイノシシの捕獲月間というようなことで定めて、今行われているところでございます。今後においても、先ほど来の繰り返しになりますけれども、広域的な視野に立って防除、捕獲等々を考える必要性もあろうかと思っておりますので、今後の研究課題というようなことでさせていただきたいと思っております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

先ほど補助金について質問をしましたが、補助金が先ほど申し上げましたように、有害鳥獣駆除対策費の補助金と有害鳥獣被害防止対策補助金がありまして、駆除のほうが278万7,000円、防止対策の補助金が432万円ほどになってますけれども、この違いというか、事業の内容についてお尋ねしたいというふうに思います。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

補助の内容については、先ほど来、言われました防止対策費と駆除対策費というような内訳になっておるところでございます。

○2番（竹下泰信君）

駆除と防止と思いますね、防止対策費になってますんで。

それで、この2つの補助金につきましては農業振興費になってます。27年度の実績でいきますと、この不用額が55万8,000円ほど不用額が発生しています。この駆除対策の補助金、あるいは防止対策の補助金でこの不用額が発生しているのかどうかというのをお尋ねしたいと思います。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

28年度はまだ継続中ということでございますけれども、現在予算で432万円がありますけれども、その中で12月8日までににおいて328万300円の事業消化ということで、差し引き約103万9,700円の残、執行率76%となっておりますので、今後において事業等の要望等があればまだ少なくなってくるかと思っておりますけれども、現状ではこの予算内の範囲内でおさまっていくのではないかと考えております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

説明不足で申しわけありませんけれども、27年度の農業振興費の不用額が55万9,000円ほどあります。27年度に、この2つの補助金から不用額の発生が出たのかどうかというのをお尋ねしようとしたんですけれど。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

27年の不用額55万8,928円というようなことでなっておりますけれども、これは農業振興費全体で出てる関係で、中身については個々の積み上げが必要な部分もございますので、すぐお答えできるような形で処理したいと思っておりますので、済みません。

○2番（竹下泰信君）

わかったら。なるべく予算は有効に使ってもらいたいなと思いつつ、そういう質問したところでありまして。

次に、佐賀県は27年5月に第2種特定鳥獣、イノシシのです、管理計画を作成しております。先ほど町長のほうからの答弁にもありますけれども、そういうことでイノシシの対策管理をきちっとやっていくというような大方の中身であります。この中を見ますと、イノシシの管理の中で最も大きな課題は、耕作放棄地の増加あるいは果樹園の手入れ不足による餌場や隠れ場としての好適な環境を提供していることということに分析がされております。耕作

放棄地の増加や果樹園の管理利用方法については、啓発の必要があるという捉え方をしております。町としてどのような啓発の方法を考えておられるのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

啓発の方法等については幾らかあろうかと思えますけれども、生産組合長会議等においてイノシシ等に関する情報等のお願い等を行いながら、またあわせまして町報等による啓発活動を行っていかねばいけないというようなことで考えておるところでございます。

また、藤津地区で広域的に開催されておりますシンポジウム等がございまして、これについては中山間の人、農地を考えるというシンポジウムというのが来年の2月23日に行われる予定になっております。そういう中においても中山間地における鳥獣害対策についてということで、農作物をイノシシやアナグマから守る方法等について、専門の方をお呼びして説明をしていただくということで、参集のほうを農業委員会、また一般の捕獲従事者等々というようなことでしておりますので、多くの方の参加を呼びかけていくというようなことをやりながら、今後につなげていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

この中で、イノシシの被害につきましては、先ほども言いましたけれども、人家近くまで出没して人的被害が発生するなど、県民生活にも直接影響を生じているというような捉え方をしております。町内の中でも、イノシシに遭遇した町民の話をよく聞く機会があります。町内の小・中学生につきましては、遠距離通学があつて、その通学路の中でもイノシシが出没したという話も聞いております。子供たちへ危険性への周知あたりも必要ではないかというふうに思いますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

通学路でイノシシ出没、遭遇したとき、子供たちへの周知ということですが、このような事案が発生したときですが、一連の教育委員会、学校等の流れは、農林水産課のほうから一報を教育委員会のほうへいただきます。それをいただきましたら、出没した校区の小学校、中学校、例えば多良地区であれば多良小・中学校に電話で詳細な情報の提供をいたします。

学校はこれを受けまして、メールの一斉配信のシステムがございまして、保護者に対してどこの地区で何が出没したというような情報を提供するとともに、下校の際に書面で保護者向けのメール配信と一緒にような内容の通知を持たせて帰すようにしております。

また、下校、終わりの会のとき、特に小学校では子供たちにこういったことがどこで

あつてるよというようなことで、注意して帰りましょうねということで、子供たちへの指導、また集団下校も合わせて、議員御承知と思いますけど、各地区には担当教諭というのがおります。その先生方も一緒に、出没した地区の子供たちと一緒に帰るとか、安全を確保するためにそういった対応もとっております。

そして、昨年ですか、猿も、たしか片峰地区だったと思いますけど、そういった通学路ではない民家に出没したような情報もいただければ、学校のほうにも先ほどのような流れで保護者にも通知ができるような、そういった状況で対応しているというのが現状でございます。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

子供たちは、なかなかイノシシの危険性を知らなかったりする可能性もありますので、その辺については十分子供たちにその危険性というのを知らしめていってもらいたいというふうに思います。

次に、佐賀県が出したこの中で、捕獲したイノシシの有効活用というのがあります。イノシシの解体、食肉処理技術の向上、専門家による講習会の実施とかありますけれども、食肉解体処理施設の建設等、そういう動きはどうでしょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

食肉解体処理施設等に関しましては、現在のところ予定はないというような状況でございます。武雄市においてもイノシシの処理施設もございますけれども、運営等につきましてはなかなか難しいという話は聞いておるところでございます。

鹿島市においては、ジビエ関係で今そういう話を検討されているというようなことは若干聞いたことはございますけども、まだ詳しいことには行き着いていない状況にあるのかなというようなことで思っているところです。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

これ新聞情報ですけれども、新聞情報によりますと、福島県の伊達市の農林業の振興公社というのがあるそうですけれども、そこではイノシシの皮を活用して、靴あるいはネームホルダーあたりを製品にして販売しているそうです。目玉といたしましては、1歳前後の幼児向けの靴をイノシシの皮でつくっていると、非常に丈夫でやわらかくて、通気性もすぐれていて人気になっているというようなことが書いてありました。

ちなみに、昨年の売上高が420万円ということで、結構売れてるかなというふうに思いますが、やはり捕獲したイノシシの有効活用をぜひ前向きに検討していただいて、ジビエじゃなくても、こういう利用の仕方があるというふうに思いますので、協議会あたりでも十分話をしていただきたいというふうに思います。

最後になりますけども、イノシシの被害防止対策については、これまで侵入防止柵あるいは捕獲活動の推進によって、最小減の被害にとどまるよう対応してきたにもかかわらず、生息数や生息地域はむしろ拡大しているように思っているところでございます。農林業の就業者の高齢化に加えて、中山間地域等の直接支払制度への加入者が減少するというようになっていっています。このようなことから、耕作放棄地がまだふえていくんじゃないかなということが予想されます。このことにつきましては、イノシシの生息環境をよくするのではないかとということが懸念されるところでございます。これまで以上に有害鳥獣の保護を強化していただいて、個体数の減少と生育環境の管理を徹底して、被害の軽減への対応の促進と充実をこれまで以上にさせていただくことを期待いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

○町長（岩島正昭君）

最後に私のほうから、るる皆さんから御指摘がございましたけど、イノシシの捕獲頭数を申し上げますと、27ですけども、まず鹿島市で年間992頭、それと嬉野市で1,503頭、太良町で、さっき担当課長が言いましたけども468頭、太良、鹿島、嬉野の合計で何んと年間2,963頭が捕獲されておるといふうなことで、今までが対策として、有害鳥獣被害防止対策、結局、電牧とかメッシュとかやってもイノシシは余り減らんわけです。だから、これらをもっと捕獲せんことには、今の状況では頭数は減らないなというふうなことで、平成20年ごろは猟友会の会員さんが狩猟銃器の免許を持っていた方が29人から30名おいでになったと。今11名です。それと、昔はもっと野犬がいっぱいおって、イノシシも小さなウリボウとかももう恐らくそのうちおらんやったんじゃないかなというふうに思いますから、そこら付近を猟友会とも協議をしながら、できれば狩猟免許を持っていたら方を何か町も補助して免許を取っていただいて、とにかくワイヤーとか箱わなでは、100キロとか150キロはもう大変っていう話です。だから、これでやらんと。例えばワイヤーでかかっとして、100キロのイノシシがかかっとなったという場合は、もう突進してくるそうです、ワイヤーで足が切れても。そういうふうだから、銃をやらにゃいかんというふうな話も聞いておりますから、そこら辺ももっと鹿島、嬉野、太良とで協議会を通じて、もっと協議をしていかないかなだろうと。太良ばかりいろいろやっても、ほかがふえてまたこっちに来ますから。

それともう一点は、とにかく年間2,900、約3,000頭の捕獲がありますから、焼却はおっしゃるとおりに大変だろうということで、一応私は県の会議等々でも鹿島、嬉野、太良で真ん中の鹿島付近に焼却炉をつくりたいと、そういうような補助はありますかというような質問等々もやっておりますから、そこら辺も協議会の中で進めていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。（「よろしく願いしときます」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

これで一般質問を終了いたします。

日程第2 閉会中の付託事件について

○議長（坂口久信君）

日程第2. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付しております別紙付託申出書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申し出がっております。

お諮りいたします。各委員長からの申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がございますので、事務局に配付をさせます。

〔資料配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りいたします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1 議案上程

○議長（坂口久信君）

追加日程第1. 議案の上程。

町長の提案の議案第80号を上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（岩島正昭君）

御提案をさせていただきます。

議案第80号は、教育委員会委員長の任命についてでございます。

本案は、現教育委員会委員の松尾雅晴氏が平成28年12月23日をもって任期満了となりますので、新教育委員会制度に基づく教育長として松尾雅晴氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所は、太良町大字多良1919番、生年月日は昭和25年2月2日でございます。御同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

追加日程第2 議案第80号

○議長（坂口久信君）

追加日程第2. 議案第80号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

本件については、除斥の規定はございませんが、教育長松尾君からの退席の申し出がありましたので、これを許可いたします。

〔松尾雅晴教育長退場〕

○議長（坂口久信君）

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第80号 教育委員会教育長の任命について、本案に同意することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

教育長の出席を求めます。

〔松尾雅晴教育長入場〕

追加日程第3 発議第3号

○議長（坂口久信君）

追加日程第3. 発議第3号 太良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。発議第3号につきましては、全議員の提出によるもので内容も判明しております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。
質疑の方いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。
討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

発議第3号 太良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

追加日程第4 意見書第3号

○議長（坂口久信君）

追加日程第4. 意見書第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○10番（末次利男君）

意見書第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の趣旨説明を行います。

現在、全国の町村議会が抱える問題の一つとして、地方議会の重要性が論じられる中で、町村議会では議員のなり手不足が深刻化しているところであります。

昨年行われました統一地方選挙においては、全国928ある町村のうち、およそ4割に当たる373町村において議員選挙が行われ、うち2割以上に当たる89町村では無投票当選となり、中でも4町村は定数割れの状況でございました。

御承知のとおり、議員を退職した後の生活の保障も基礎年金しかありません。こうした状況において、特に今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方々については、加入した厚生年金も議員の在職期間中は通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。

住民の代表として、議会がこれまで以上にまちづくりにしっかりかかわっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりを行っていかねばならな

いと思います。このためには、地方議会議員の年金制度を時代に相応したものにする事で、議員の人材不足を解消し、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えております。

この意見に皆様からの御賛同をお願いし、趣旨説明といたします。

○議長（坂口久信君）

提出者の趣旨説明が終わりました。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

提出者は自席にお戻りください。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

意見書第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

追加日程第5 意見書第4号

○議長（坂口久信君）

追加日程第5. 意見書第4号 参議院選挙における合区の解消を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○10番（末次利男君）

意見書第4号 参議院議員選挙における合区の解消を求める意見書の趣旨説明を行います。
今日、地方は急激な人口減少に歯どめをかけ、東京一極集中を是正するため、地方創生に本格的に取り組んでいるところであります。

地方創生の実現に向け、活性化を図るための地方の意見を最大限に生かされることが極めて重要であり、人口による単純に区割りを決定する合区は、人口の小さい地方の切り捨てにつながり、地方創生にも逆行するものと考えられます。

今回の合区による選挙は、あくまでも緊急避難措置として、公職選挙法の附則において次回の参議院議員選挙に向け、抜本的な見直しが規定されていますが、今後の参議院議員選挙制度の抜本的な見直しに当たっては、国と地方が一層連携を強め地方創生を推進していくた

めにも、地方の意見を十分国政に反映できる地方創生にふさわしい仕組みを構築すべきであります。このためには、早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することができるよう選挙制度の見直しを求めたいと思いますので、この意見書への皆様方の御賛同をお願いし、趣旨説明といたします。

○議長（坂口久信君）

提出者の趣旨説明は終わりました。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

提出者は自席にお戻りください。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

意見書第4号 参議院選挙における合区の解消を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

この際、申し上げます。

今期定例会中の質疑、質問、答弁などの発言につきまして、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には議長において善処することを御承認願います。

お諮りいたします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で本定例会に付されました事件は全て議了いたしました。

今期定例会は、12月2日開会以来、本日まで8日間にわたり、町政当面の諸議案を審議してまいりました。本日で閉会になり、特に緊急案件がない限り平成28年の納めの町議会となりますので、一言御挨拶を申し上げます。

ことを振り返ってみますと、4月には熊本で震度7超の大地震が発生し、多くの方が犠牲になりました。今なお避難所生活を余儀なくされている方もいらっしゃいます。九州では大地震は起こらないと言われておりましたが、今回このような大地震を目の当たりにし、日ごろからの備えや防災意識の向上が必要だと痛感いたしました。

8月には、4年に1度のオリンピックがブラジルのリオで開催され、日本勢は41個のメダルを獲得することができました。日本国民が大いに湧いた夏となりました。また、4年後には東京オリンピックが開催されますが、佐賀県でも各種目の強化選手を選出するなど、未来のメダリスト育成を行っております。

このような中、町長並びに町執行部の皆様方には、厳しい自治体運営を強いられる中、英知を結集し、また地域住民の皆様の声に耳を傾けながら、持続した行政を推進するため日夜努力され、町民の福祉と生活の安定のため業務に精励されましたことに対して感謝を申し上げます。また、議員各位には町民の代表として、終始極めて熱心に愛町精神を持って本町の発展と町民福祉の向上のために御尽力を賜り、心からお礼を申し上げます。これからも一層の精進を重ね、皆様とともに議会の発展のために努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

どうか皆様方には、くれぐれも健康に十分留意され、健やかな新年を迎えられますようお祈りを申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

これをもちまして平成28年第5回太良町議会定例会第4回を閉会いたします。

午後2時19分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 所 賀 廣

署名議員 平古場 公 子

署名議員 川 下 武 則